

厚生文教委員会報告書

令和5年3月9日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 西上徳一

令和5年3月9日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第34号 備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	あり
議案第35号 備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第36号 備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第44号 備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例の制定について	原案可決	あり
議案第45号 備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例の制定について	原案可決	あり
議案第47号 備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について	原案可決	なし
請願第5号 マイナンバーカードの有無による教育の機会均等を妨げる施策をやめ、未来の備前市を支える全ての子どもに平等な教育支援を求める請願	不採択	あり

<所管事務調査>

- ゲノム編集トマトの苗の配付について
- IB教育について
- 不適切な保育、送迎バスの状況について
- 学級閉鎖の状況について
- 保育園、こども園におけるALTの状況について
- 光熱水費の値上げによる影響について
- 学校給食共同調理場の進捗状況について
- 通学バスの見直しについて
- 機構改革による文化、スポーツの異動について

< 報告事項 >

- 三石運動公園照明設備の発煙について（社会教育課）
- 卒業（園）式におけるマスクの取扱いについて（小中一貫教育課、幼児教育課）
- 備前緑陽高校サポート事業について（企画課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第34号・44号・45号の審査	2
議案第35号の審査	35
議案第36号の審査	37
議案第47号の審査	39
請願第5号の審査	43
報告事項	48
所管事務調査	51
報告事項（企画課）	65
継続調査事件の一部変更について	72
所管事務調査	72
閉会	75

厚生文教委員会記録

招集日時	令和5年3月9日(木)	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会	～	午後5時38分
				閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催		
出席委員	委員長	西上徳一	副委員長	丸山昭則
	委員	中西裕康		土器 豊
		立川 茂		青山孝樹
		奥道光人		草加忠弘
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	なし		
傍聴者	議員	石原和人	森本洋子	藪内 靖
		松本 仁	内田敏憲	
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
説明員	教育長	松畑熙一	教育振興部長	石原史章
	教育振興部次長 兼 国際教育課長	草加浩一	教育総務課長 兼 教育プロジェクト推進課長	竹林伊久磨
	小中一貫教育課長	谷口健一	幼児教育課長	竹林幸作
	社会教育部長 兼 公民館活動課長	波多野靖成	教育文化振興課長	畑下昌代
	図書館事業推進室長	高橋清隆		
	地域教育課長	池田満之		
	国際教育推進部長 兼 教育まちづくり推進部長	守屋孝治		
	総合政策部長	梶藤 勲	企画課長	馬場敬士
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○西上委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、教育庁関係の議案審査、請願審査、所管事務調査を行います。

議事に先立ち、本日の運営について申し上げます。

給食費、学用品費等に係る議案については同一趣旨の質疑が想定されますことから、3議案を同時に審査いたします。ただし、採決は個々に行いますので、お含みおきお願い申し上げます。

また、本日午後教育庁への会計検査が実施されることとなっておりますことから、午後1時40分からある程度休憩を取りますので、御承知おき願います。

○立川委員 具体的にどれどれ一緒にするということですか。条文で教えていただいているのですか。

○西上委員長 1番目の議案第34号備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についてがまず1点です。それから、4点目の議案第44号備前市立小学校及び中学校並びに保育園及び認定こども園における給食費の管理に関する条例の制定についてが2点目でございます。3点目は、5番目の議案第45号でございます。備前市立小学校及び中学校並びに認定こども園における学用品費の管理に関する条例の制定について、この3議案について質疑を一括でやっていこうと思っております。

***** 議案第34号、44号、45号の審査 *****

○石原教育振興部長 議案審議に先立ちまして、本日A4横の資料を1枚配付をさせていただいております。一括審査ということでございますので、昼食代無償化事業のイメージ、学用品費無償化事業のイメージを図式化したものでございますので、まずこちらの説明を一番にさせていただければと御許可をいただきたく存じます。

○西上委員長 分かりました。

石原教育振興部長のお申出を許可いたしますので、石原教育振興部長どうぞ。

○石原教育振興部長 ありがとうございます。

それでは、詳細な説明につきましては教育総務課長から説明をさせます。

○竹林教育総務課長 それでは、お配りしました資料につきまして説明させていただきます。

まず、上段につきましては、昼食代無償化事業ということで記載しております。当初予算の新規事業シートで説明ある程度記載しておりますが、分かりにくいかなと思ひまして、文言で書いている部分を図にした形でお示しさせていただけたらなと思ひて作成しております。

まず、昼食代無償化事業ということで表の一番上にあります。大前提としまして、365日分のポイント付与、ポイントを用意しております。一応、これにつきましては4月1日から8月末、9月1日から12月末、1月1日から3月末のおおむね1学期、2学期、3学期の期間に分

割しての付与を今のところ想定しておるところでございます。

その1年間365日の中には平日、それから土日、祝日、それから夏休み、冬休み、春休みといった長期休暇がございます。平日の中にも学校給食の提供のある日、それから学校行事等の関係で給食がそもそもない日、それから欠席、早退、遅刻、その他で給食を食べない日というのが混ざってくると思います。給食ありとしておる部分につきましては、この365日分ポイントを用意しておるところから、給食を食べた日数に1食当たり単価を掛けたポイント分を付与時にもうあらかじめ天引きさせていただくような想定です。相殺しますので、例えば1学期分、4月1日に付与するポイントにつきましては1学期分全部のポイントを用意するんですが、平日で給食がある日の分はあらかじめ差し引いてポイントを付与するということになります。ですので、1学期で通常でありますと土日、祝日と夏休みの部分のポイントが結果的に付与されるということになります。手元のポイントカードの中に残るポイントというのが土日、祝日、長期休暇の分が残った状態でスタートするということになります。

平日の給食がある日について、実績として欠席等で給食が食べられなかった日というのは月末時点での集計をしまして、翌月の一定時期において欠席等の日数掛ける給食1食当たり単価分のポイントの付与というのを翌月のある時期に加算した形で付与できたらと考えております。

続いて、学用品の無償化のほうでございますが、学用品の中にはあらかじめ対象となる学用品、対象外の学用品といったものが基準を設けることとしております。対象になるものにつきましては、学校で一律に購入するドリルとか実験材料的な教材ですとか、そういったものが主に対象になってくる予定です。

対象のものについて、さらに今年も無償化事業ということでやっておりますので、ある程度1年間このぐらいの額あれば無償化の対象としては賄えるであろうという額をある程度把握しておりますので、そういったところで限度額ということを設定する予定にしております。

対象のもので限度額内のものにつきましては、ポイントの対象ではございますが、先ほどの給食の天引き、相殺といったことと同様でございますが、対象のものについてポイント付与の形を取りながら、実際には付与時に相殺する予定としておりますので、手元に残るポイントはございません。

対象の学用品について、限度額を万が一超えるような購入計画にされる学校につきましては、その限度額超過部分については集金対応、保護者からの集金対応となると。無償化といいましても完全無償化というわけではございませんので、一定の基準に、範囲内にあるものについてポイントの付与と天引きという形で実質無償化ということになっております。

また、対象外のものにつきましても任意で購入するようなもの、例えばお下がりとかで使えるようなものが多いような、例えばリコーダーみたいなものですか、そういった兄弟とかからのお下がりを使うことができ皆さんが一律に買う必要がないものにつきましてはもともと無償化の対象外としておりますので、そういったものも個別の集金対応となっております。

補足といいますか、昼食代無償化でございます。今、書いてありますのは備前市立の小・中学校のイメージで記載しております。このほかにも市外の学校でありますとか、東備支援学校でありますとか、備前市立小・中学校以外の学校につきましては備前市の学校給食が提供できないということになりまして、学校給食の無償、ポイントでの天引き、ポイント付与しての天引きができませんので、結果として365日のポイント付与がそのまま残るということになります。それぞれ私立の学校ですとか、市外の県立中学校ですとか、支援学校といった学校でそれぞれのルールでの給食費なり、弁当を御持参いただくのか、学校によってそれぞれあると思います。それはそちらでそれぞれ対応いただいた上で365日分のポイントが手元に残るということで、備前市立の小・中学校での給食の無償化の恩恵が行き届かない子であってもポイントとして同様の、無償化事業と同様の施策ができるということで考えております。

○西上委員長 それでは、繰り返しになりますけれども、議案第34号、議案第44号、議案第45号につきましての一括で審査を行います。

質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 取りあえず議案第34号備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案された意図、背景等について御説明をいただきたいと思っております。

○竹林幼児教育課長 現行の規定に加えまして保育料の減免規定の整理を予定しております。また、保育料の特例については現在の令和4年度までとし、今後は納付を基本とするということでの改正となっております。同様に、認定こども園の条例につきましても減免の規定を追加させていただいております。詳細は規則で整理するというようにしております。

○立川委員 背景は全く分かりませんでしたけど、これ認定こども園ということで備前市の場合では2017年からゼロ歳児無償と。15年に4歳、5歳から始まったわけですが、これ今おっしゃいましたようにどういう背景なのか、財政が苦しいというのか、さっきおっしゃいました減免規定をつけたいからとか、その辺について御説明をいただきたいと思っております。

○竹林幼児教育課長 備前市におきましては、平成29年以降ゼロ歳児からの無償化ということで実施をしております。そうした中で、今回改めて来年度の方針を検討しまして、来年度につきましては国の無償化部分については引き続き無条件といいますか、要件等必要なく無償化を続ける予定としております。それ以外のゼロ歳から2歳の対象園児につきましては、今回マイナンバーカードの取得要件というところで実施を来年度以降はやっていけたらということでの今回の条例改正ということでお願いをしております。

○立川委員 どうもその辺が全く勉強不足というか、理解しづらいんですけど。じゃあ、ゼロ歳から2歳にターゲットを絞りましたよ。これは国の無償化ということで今理解はできたんですが、ここに絞った背景、いきさつについての御説明をいただきたいんですが。

○竹林幼児教育課長 国の無償化の対象部分といいますのは3歳から5歳ということになりま

す。ですので、そちらの国が対象としておらず、備前市が独自で無償化しているゼロ歳から2歳について備前市の独自施策という部分で今回の要件の対象にさせていただいております。

○立川委員 今回の肝といいますか、保育料の減免規定というところではないかと思うんですが、この条例ですと市長は特に必要があると認めるときは規則で定めるところにより保育料を減額し、または免除することができる。この規則が今問題になっているわけで、その辺の見解といいますか、御説明をいただけますか。

○竹林幼児教育課長 規定の内容としましては市長が特に認めるときということでございまして、こちらの認めるときとしまして個人番号カードを取得されている世帯というところでの規則の整備ということで予定をしております。

○立川委員 今御説明がありましたこの規則ということでマイナンバーカードの取得というのが出てきますよということの御説明だったと思いますが、これ大変唐突なお話なんです、この議案第34号を提案するに当たって御議論はされたと思いますが、教育委員会には専門性というところもあって教育委員会会議というのを開かれたと思いますが、その中での御議論、意思表示等々についてできる範囲で御説明いただけますか。議事録まで要求したほうがいいですか。

○竹林教育総務課長 教育委員会会議での議論につきましては、各教育委員さんからは現場での例えば混乱ですとか、進め方のスピードですとか、そういったところでの御心配をいただく声をいただいております。そういったところはありましたけども、最終的に採決の段で反対された委員さんは一人もございませんでした。

○立川委員 本当に先ほど説明があった表を見ると、これ現場負担は大変だと思いますよ。この子はもらう、この子はもらわない、この子は食べたからお返しすると。これ全てこういった事務作業、今こども園の場合ですけど、ただでさえ事務処理が困っているのにこんなことに手取られて現場はどうするのというお声の心配があったと、教育委員さんの中からということでしたね。

○竹林教育総務課長 教育委員会会議の場ではそういった事務的な細かい部分での御心配というよりは、マイナンバーカードの要件とされていることについて現場での混乱等があるんじゃないかというような心配が主なものでございました。

○立川委員 それは当然御説明すべきじゃないですかね。前議場でもお聞きしましたが、本当に現場とのコンセンサスは取られているんですか。すごい負担になると思いますよ。

それと、大変失礼なお話ですけど、混乱されるんじゃないですかということの中にも、そら事務処理もそうでしょう。それと、これひよっとしたらいじめのほうにも発展するかも分かりませんよね。あの子もらいやらへんねんで、あんた持ってきいよ、あんたのところお母ちゃんお金払いよるでというようなところを子供が見てどう感じるのかなど。それもひっくるめて混乱ということだと思いますが、それについて最終的に押し切られたというお話なんです、その対応策云々についてどういう御答弁されたんですかね。

○竹林教育総務課長 まず、教育委員会会議で押し切って採決したということとはございません。

いろいろ御心配をいただくことはございますけども、細かい手続で発生するようなことについて1つずつ尋ねられてはございませんでしたので、結果としましては細かい部分でこうしますというふうなお話というのはその場ではできておりません。

○立川委員 ごめんなさい、多数決で決められたという御報告がありましたね。

それってどうなんですかね。委員さんが心配しておられることについての対応は一切されず。部長が何か言いたそうですからどうぞ。

○石原教育振興部長 多数決で決めるのが会議の規則でございますので、教育総務課長が最初に申し上げたとおり反対の意見はございませんでした。我々も丁寧な説明に心がけて説明を行っていたところでございます。

○立川委員 その心配の対応策を何か考えられましたかというお尋ねをさせていただいたんですけど。

○石原教育振興部長 御心配いただきましてありがとうございます。私ども事務局といたしましても、事務局のみならず現場の事務を中心とされる先生方を通じていろいろな想定を行っております。そういったことで、緻密な制度設計を実行しようということで現在進めているというところでございます。現場ともいろいろ連絡、連携を密にしながら進めさせていただこうというところでございます。

○立川委員 大変現場の声、教育委員さんから御心配いただきましたで終わられて、現場とのコンセンサス、本当にQ&Aとか、現場とお話をされたんですか。これ皆さん方が考えていただいたら分かりますけど、これだけケース・バイ・ケースの対応を迫られたら事務方は大変なんじゃないですか。そういう配慮はなかったんでしょうかと。

○竹林教育総務課長 まさに現場の校長なり教頭、それから事務の担当の先生と協議を続けているところでございます。一応、今時点でのこういった大きな仕組みと申しますか、制度設計についても周知をさせていただいているところでございます。

細かい、例えば給食のほうですと食べた、食べなかったの把握というのが非常に重要になってきます。そういったところの報告をいただくような仕組みづくりですとか、細かいところなんですとどんな様式でやり取りをするのかとか、そういったところを現在進行形で詰めているところでございます。あまりもう時間もない中ですが、議決後スタートするとどうしてもあまりにも日にちがなくなるということで、いろいろ想定をしながら準備は考えているところでございます。

○立川委員 普通はそういった準備をした上で提案されるんじゃないですかね。僕の考えは間違っていますかね。何でも中身があまり詰められてなくて取りあえずやりますよ、取りあえず家を建てますよ、取りあえず車を買いますよじゃないでしょ。そのうち誰々何人住むんですか、じゃ子供の部屋はどうするんですか、ここは広い窓がいいねえ、そういうことのお話をされておうちを建てられるんですよ。車もそうじゃないんですか。大人ばかりやったら乗りやすいやつがいいね、子供やったらチャイルドシートが要るね、考えてされるんじゃないんですか。これだけ大

事な議案にきとっておっしゃるとおり大変失礼ですけど、現場は校長、教頭、保育園、こども園ですから園長さん、そこだけで回っているんじゃないと思いますよ。いつも皆さん方そうです。校長に言いましたから伝わっています、じゃあ現場でされている人の気持ちというのは考えられますか。ということは言ってもしょうがないんで、これお願いしかしようがないんですけど、議案の上げ方、なぜ準備万端、8割、7割ぐらいが出来上がってどうでしょうかっていうところじゃないですか。

最近のお話聞いてみますと、それはこれからです、それもこれからです、これじゃあ混乱したらどうするんですか。教育委員さんの御心配が当たって現場が大変混乱いたしました。皆さん方お手伝いに行かれるんですか。もうそっちで何とかやってよということになると思います。その姿勢を聞きたいですね。なぜ中途半端な中身が決められていないやつを上げてこられるんでしょうね。

○**竹林教育総務課長** 準備万端の状態で議案を出せるというのは一つのやり方とはもちろん思います。ただ、議案として出していない段階であまり細かいといいますか、具体的な話を持っていくのもどうかというような部分もございます。何も決まったものがない中でいろいろ現場に相談かけるといっても現実難しい面がございますので、形になった段階で詳しく下ろしていくというのも一つのやり方ではないかと考えております。

○**立川委員** そういう言われ方が本当に通用するのかどうか、皆さん方一度世間に出られたらどうですか。という気がしてしょうがないんですけど、これはもういいです。

先ほど言いましたように、10割固めてくださって言っているんじゃないですよ。シミュレーションというのがあるじゃないですか。教育委員会では骨子と言われる部分、せめて半分ぐらいはこういう流れでしたいと。皆さん方が立案した希望もあるでしょ、皆さん方の意図もあるでしょ、そういったところを伝えて石原部長いつも言われますけど、御理解をいただくのがあれんじゃないんですかね、現場とも。

部長、そういうところで大変今のお話を聞いてよく分かりました。中身はなくてもどんどん上げてこられる、あとは委員の享受にお任せすると。決まってからやられると。このスタンスいつまでも続けられるんですか。

○**石原教育振興部長** 立川委員のおっしゃられる意味は大変よく分かります。非常に私自身もジレンマを抱えている部分というのがあるんですが、事前審査の壁というものが一つあるのであればいかがでしょう、今後は議案の上げ方について厚生文教委員会として一つお考えがもしお持ちができれば、コンセンサスを得て一緒につくり上げていくような仕組みづくりができませんのでしょうか。そういうふうなことを私は一つの考え方として持っております。

つまりポイントとすればこういうふうなテーマがあったとして、課題があるとして、これにどういうふうに市として向き合っていくのか、その課題を解決していく考え方として、この議会、所管の厚生文教委員会という場で議論を積み重ねて、それを成案に持っていく、そういうふうな

やり方というのは非常に私は意義があると考えておりますので、ただそこを事前審査につながる
ので、そこは触れないよというような我々としても非常にそこに踏み込みにくいという部分の意
識は職員としてもございます。そこを議会のほうで柔軟な対応を考えていただけるのであれば、
そういう進め方というのも一つの考え方ではなかろうかということを、これは私の意見でござい
ます。答弁になるかどうかは分かりませんが、そういうふうにお答えさせていただけたら
と思っております。

○立川委員 そうあるべきだと思いますね。そのために議会側の所管事務調査というのを皆さん
で開いております。そこで出していただいたらいいんじゃないですかね。

○石原教育振興部長 そういうことで事前審査になる、ならないということの判断を議会、委員
会として、これは厚生文教だけの問題でもないと思います。非常に大きい課題ではないかなあ
というふうな感じも、受け止め方もしておりますので、そういったあたりを議会全体として少し柔
軟なお考えというものを認めいただけるものであるのかどうか、そういったところも含めての
一つの考え方としてはどうでしょうかという意見でございます。

○立川委員 所管事務調査でそれはやっています。やっていないのは教育委員会会議でしょ。こ
れは議案になるから秘密会にします、出てください。やっていらっしゃるんですか、実際秘密会
で。所管事務調査で何かありますか。こういうことを考えたいんですけど、どうでしょう。そう
いう問われ方したら受けますよ、きっと。そのために議会開いていますよ、所管事務調査、各委員
会を。なぜそれを利用されないんですか。事前審査云々と言われるのは言ってみてここから駄目
よね、それでいいんじゃないですか。だけど、方針とか、方策とか、考えてらっしゃることと
か、どんどん出したらいいんじゃないですか。

○石原教育振興部長 まず、教育委員会会議につきましては、会議のルール、規則がございま
すので、そういうルールになっているというところがあります。それから、この所管の厚生文教委
員会で、所管事務調査ということで、いずれ議案となって上がってきますよということのもう私
のこれ勘違いであったならば大変申し訳ございません。いずれ議案として成案になってくる
ので、非常にそこまで踏み込んで審議をしていただいているものかどうかというところを私自身
が取り違えているのであれば大変誠に申し訳なく思います。そういった制度設計をゼロから所管
の委員会で協議していくというのは私としては非常に有意義だと感じておりますので、一つ
一つ、ただどんな提案がこれからこの将来にわたってっていうところは提案権は市長にございま
すので、いかがでしょう、例えば所管の委員会の所管調査事務の中で一つの課題を取り上げて練
り上げていくというのは非常に有意義ではなかろうかという考え方をお示しさせていただき
でございますので。

○立川委員 これだけ認識しといてください。所管事務調査で所管事務審査じゃありませんので
ね。しっかり考えてそれやってください。

○中西委員 私もこの議案審査に入りたいというのが大前提なんですけど、今の話を私はよく教

育委員会、教育部長は言われたもんだと思うんですよ。私は何度も昨年委員長を通じて教育委員会から委員会に報告事項をいろいろ何かありませんかと、あるんじゃないですかということを行いましたけども、教育委員会としては報告することは何もないというのがずうっと続いていたじゃないですか。私は今まで教育委員会の報告は本当に川口部長がおられたときには本当にすごいしんどい思いするぐらいたくさん報告を受けました。こんなことを教育委員会はやっているんだ、これは大変だなということがよく分かりました。でも、この間何もなかったじゃないですか。

私がそういうことで11月に定例会のときに調査項目、報告事項を上げたらいまだにそれが終わらないじゃないですか。これは教育委員会の閉鎖的な態度の問題だと思うんですよ。本当にゼロから一緒に議会と一緒にやっていくんなら報告もし、理解を求めるようなものを出してこないと、それは石原部長の言うようなことにはならない。そういうことで、今日の論議をすり替えられたら私は困ると思っているんです。

この話はもう時間が食うんで、私はするつもりありませんけども、何しろ教育委員会のそういうかたくなな態度がこの間の大きな問題だということを言っているんですよ。川口部長のとき見てくださいよ。あれだけたくさん報告事項を毎回毎回出してきたんですよ。

○石原教育振興部長 中西委員の御指摘は非常に重く受け止めているところでございます。私の至らなさであると痛感しておりますので、今後は先ほど申し上げましたようにでき得る限り皆様と御議論を重ねていきたいと、いくようにしていきたいと心がけていきたいと思っております。

○中西委員 その上で議案審査に入らせていただきます。

一つは、私はこの市長の施政方針を読んで、一般質問でも言いましたけども、この5ページの就学前の教育、保育の充実のところ保育料、給食費等の無償化により子育て世帯の負担軽減を図ってまいりますと書いているんです。しかし、この保育料のところを読むと今までの無償化は5年3月31日までと。要は、保育料を徴収しますという、これは有料の条例じゃないですか。どこが無償化の条例なんですか。

○竹林幼児教育課長 今回の条例改正の上ではこちら基本的には有料とするということにする条例にはなっております。ただ、その規則による免除、そういった制度を通じて結果的には無償化というところでの表現ということにさせていただいております。

○中西委員 規則で確かに無償化にするということはこのところでは書いていますけども、条例にどうして書き込まなかったんですか。

○竹林幼児教育課長 あくまで条例上は免除ということは書いてはおりませんが、規則にその部分は委任しているというところでの制度設計としております。

○中西委員 規則なんかじゃなくて条例にきちっとうたえばそれでいいんじゃないですか。その規則さえまだつくってないんでしょ、この条例ができてから規則をつくるというんですから。

○竹林幼児教育課長 規則の制度設計は進めております。その中で、マイナンバー要件というと

ころでの免除ということの規定を盛り込むという予定としております。

○**竹林教育総務課長** 減免の要件等の詳しい部分を規則委任にするっていう部分につきましては、ほかの収入、負担金ですとか、税もそうですが、使用料ですとか、そういったほかの収入についての規定ぶりも参考にしながら規則委任の形ということを取っております。

○**中西委員** この条項が入ったのは、改正をしなければいけなかったのは、減免条項を条例でつくらなければならないというところが大きなところだったと私は思っているんです。だから、有料にして減免規定をつくったと。当然、前も減免はあるんですけども、こっちのほうがもっとはっきりした減免規定ですよ。だから、これは条例でしか定めることができない、減免は規則では定めることができないわけです。それはもう竹林さんが一番よく御存じの方なんで、私が言うよりも御存じだとは思いますが。

もし、今の御説明が規則でマイナンバーをつけると。マイナンバーをつけるということはどういうことなんですか。マイナンバーを持っている人と持っていない人で差があるんですか。

○**竹林幼児教育課長** 規則でそのあたりの詳細な免除する要件としてマイナンバーの取得している方とか、世帯というところでの規定を盛り込んでおります。

○**中西委員** マイナンバーを取得している人は減免がされるということですよ。

○**竹林教育総務課長** 減免につきましては、申請が必要になってございます。マイナンバーカードを持たれていても仮に申請をしない方は減免は受けることができません。そういう意味では、市長も繰り返し申し上げておりますが、マイナンバーカードを取得した方へのインセンティブという捉え方でございます。

○**中西委員** そうしますと、マイナンバーカードを持っていても申請をしない人、あるいはマイナンバーカードを持っていない人は有料になるわけですか。

○**竹林幼児教育課長** その予定としております。

○**中西委員** そうしますと、保育料について有料である人と無料である人、2つに分かれるわけですね。

○**竹林幼児教育課長** 結果的にはそのような状況にもなる可能性はございます。

○**中西委員** これはなる可能性じゃなくてなりますが。こんなとぼけたような答弁したら、それは笑われますよ。

私は、そうだとすればこれは無料化とは言えないじゃないですか。有料の人がいる以上無料化事業とは、私は無償化事業とは言えないと思うんですけど、どうですか。

○**竹林幼児教育課長** その辺はマイナンバーカードの取得をお願いしていきたいということで考えております。

○**中西委員** もう一度私は市長にもこの件は聞きましたけども、マイナンバーカードを持つことが義務なんですか。

○**石原教育振興部長** 市長も再三再四答弁でも述べておりますとおり、このマイナンバーカード

をより多くの市民の皆様方に取得をしていただくこと、そのことによって行政と市民、国の取組がもともとでございますが、相互の利益につながるとの考えからそれを後押しするインセンティブ、メリットとしてお願いを込めたものでありますということでございます。中西委員も御承知のとおり、マイナンバーカードは任意でございます。ですから、私どもとしては取得に対してお願いをさせていただくということで結果的に取得促進、そして子育て支援ということでの施策の事業をとる考え方でございます。

○中西委員 大変よく分かりました。しかし、マイナンバーカードを持っている人と持っていない人、申請をしていない人で差ができるということですから、これは無償化事業とは言えませんが、どこが無償化事業と言いますか。

○石原教育振興部長 繰り返しにはなりますけれども、保育料にいたしましてもこのゼロ、1、2歳児への対応というものは備前市独自の施策という考え方でございます。それから、保育園、こども園での新たに新年度から給食費や教材に係る部分も含めて、それから小・中学校につきましても給食費や学用品の無償化ということで今年度も行っておりますが、令和5年度におきましてはそもそもの考え方を、制度設計を大きく変えております。それが有償化ということでの今回の条例の提案でございます。そもそも保護者の方に御負担をいただく部分で備前市としては令和5年度につきましてはそのような条件はつくものの、お願いをしていくことによって結果的に無償化となるということで、全ての方にそういうふうな御理解を求めてカードの取得を結果的にはつなげていく、そのことよっての無償化という制度設計の事業でございます。

そういったことを今回提案している内容についての御説明としてはそういう制度設計でございますので、その点を御理解いただいて皆様の御審議に不足する部分というものは一生懸命説明をさせていただこうという考え方でございます。

○中西委員 この新規事業の概要を質疑の日にもらって全部私も読み切れなかった。ここに書いているのは、例えば給食費についてはあったかな。4ページを読みますと事業の内容があります。保護者からの申請により世帯全員でマイナンバーカードの取得を要件として給食費の徴収免除を行うと。特別な事情によりマイナンバーカードの取得が困難である場合については例外として取得したものとみなして取り扱う。この例外規定というのはどういう例外規定なんですか。

○竹林幼児教育課長 例外規定としましては、病院への入院、それから施設への入所等、その他特別な事情もそれぞれあるかと思えます。そういった個々の内容等もお聞きしながら例外の対応をしていきたいと考えております。

○中西委員 これは1月の厚生文教委員会の中で教育委員会のほうからいろんなことで問合せがあったり、確認のことがあったりしたと。そういう中で入所している、あるいは入院している人の場合はどうするんかという問合せがあったというお話がありましたと。それについては検討したいというような教育委員会のお話がありましたけども、どういう人たちが例外規定になるんか、このことも今の中では入院、入所、その他ということでは出てこない。どうしてこういう

ものがいまだに出てこないのか。

これは内規ですけど、備前市農業・漁業資材価格等高騰対策支援補助金交付要綱の世帯員取扱いに関する要綱というのがあって、マイナンバーカード取得困難者等に関わる世帯員の取扱いの特例というのがあるんですよ。これはもう当然教育委員会も御存じのことだと思うんです。その中では介護保険法とか、法務省所管の矯正施設に入っているだとか、いろいろものが入っているわけですよ。なぜこういうものがきちっと説明することができないのか。

○石原教育振興部長 最終的にはそういったところも当然足並みをそろえて、同じ場合につきましては例外規定として拾う予定にはしております。

○中西委員 話は少し飛ぶんですが、この新規施策事業の中で12ページのところに家庭育児応援事業というのがあります。これは事業の内容は世帯全員がマイナンバーカードを取得している、世帯に市税を滞納している者がいないことが条件と。この保育料については市税の滞納は要件とされるんですか。

○竹林幼児教育課長 今のところそういった要件は考えてはおりません。

○中西委員 それで、新規の方は別として、これまで無料であった方が今度実はマイナンバーカードを持ってない、取得していない、世帯全員が持っていない、あるいは申請をしていないことにより保育料が徴収されると、そういう不利益を被る人たちは何人お見えになられるんでしょう。

○竹林幼児教育課長 そういった方を今把握はしておりません。

○中西委員 なぜ把握をしてないんですか。

○石原教育振興部長 なぜ把握しなければならないのかの理由が私どもには分かりません。

○中西委員 これはすごい発言ですね。公平を期する行政の、教育委員会の行政のトップとしての私は発言としては大変疑わしいところがあります。

例えば石原教育部長、地方自治法第10条2項、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うというような、これは地方自治法なんです。

今日は日本国憲法も引っ張ってきましたんで、御紹介をさせてもらいますが、第14条では法の下での平等というのがうたわれています。全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、信条ですよ、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないと言われて、法律にこれは明らかに違反しているんじゃないですか。

○石原教育振興部長 まず、法律に違反しているのではないかという御質問に対しましては、法律違反ではないという考え方でございます。

それから、私の発言の意図が十分伝わっていなかったのであれば私の表現力、説明力が足りないということでおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

私が申し上げたかったのは、1番といたしましては繰り返すにはなりますけれども、お願いを

私どもはしていきたいと思っています。そして、御理解をしていただいて、決して義務ではなく、任意のものではございますが、取得に向けての御理解を深めていただきたい。そのことによって結果的にカードを取得していただく、そういうことによる双方向でのメリットにつながるということで考えております。

具体で申しますと、申請をしていただくということがまず1番になります。その上で、カードを取得されている世帯の方、世帯全員の方がカードを取得されている方がこういう対象とするという制度設計でございます。最終的には全ての方にカード取得をしていただくということを私どもは目指しております。つまりそのことによって全ての方々にそういうふうなメリット、インセンティブとしてメリットを受けていただきたいという思いの制度でございます。

○**中西委員** 最初に部長も言われたように、マイナンバーカードというのは任意だと。任意なのをあなた100%目指すのは私たちの役割だと。おかしいじゃないですか。任意のものを100%求めること自体がおかしいじゃないですか。これは今までの国の見解よりも踏み込んだ見解で、国も今までの見解では任意なんだと。だから、デジタル社会においてはマイナンバーカードを持つ人も持たない人もあって初めて選択肢が広がって共生社会ができるんだということを国は説明してきているじゃないですか。なぜ教育委員会は100%を目指すんですか。これはおかしいでしょ。100%を目指したらそれは強制じゃないですか。

○**石原教育振興部長** 私も繰り返し申し上げることになるので、大変心苦しいのでございますが、任意であることを前提にお願いを申し上げ、理解を深めていただき、結果として取得につなげていきたいということでございます。

○**中西委員** 理解を深める、これは総務大臣も議会、住民の皆さんとよく論議をするようにということをおっしゃっておられます。私もこれは大切だと思うんです。本会議でもその質問がされたと思うんですね。そういう意味では教育委員会は12月16日に通知文を出して以降、この保護者の方たちに説明会あるいは新たな通知文、新たな説明会、そういったものを開かれたり、文書を出しておられますでしょうか。

○**石原教育振興部長** 文書は出しておりません。そのことは厚生文教委員会でも申し上げているつもりではございます。

○**中西委員** じゃあ、説明会は開かれましたか。

○**石原教育振興部長** 事業の全体像が固まっていない中で説明会は行えないということでございます。

○**中西委員** 事業の全体像が決まったのはいつなんですか。

○**石原教育振興部長** 議案の発送をもって成案でございます。

○**中西委員** 50歩下がって議案の発送が行われてから説明会を設けられたことはありますか。あるいは内容の通知を新たに出させたことはありますか。

○**石原教育振興部長** 今定例会に議案を出させていただき、議会での審議を通じて広く市民の

方々にもそういった概要というものは知らしめられるものと考えております。

○中西委員 そうだとお考えでしたら、議会の一般質問あるいは市長の説明、委員会の審議、こういう場でやりますんで、皆さんぜひおいでください、あるいは御覧になってください、そういう案内文は出しておられますか。

○石原教育振興部長 議会というものは、広く開催されるということはもともとアナウンスをされているものと考えております。

○中西委員 広い意味ではそういうところはあるとは思いますが、これは直接の利害関係のある保護者の方、それも12月16日にわざわざ学校を通じて一人一人の保護者の方に通知文を出したぐらいですから、私はそれ以降もどういう制度設計にしていくのか、こういうものになりましたということでは丁寧な説明が必要ではなかったのでしょうか。

○石原教育振興部長 繰り返しの答弁にはなりますけれども、議案の発送をもって成案という形でございますので、そのようにお答えをさせていただきたいと思えます。

○中西委員 松本総務大臣が丁寧な説明、論議は必要だとおっしゃっておられたけども、備前市はそれを怠っていたと。先ほど私が言いましたけども、このことで不利益を被る人が何人いるかと。そんなことは調べる必要がなかったということをおっしゃられましたけれども、このことで不利益になる方、当然石原教育部長は行政手続法の不利益処分の変更、これは御存じだと思うんですけど、御存じですよ。

○石原教育振興部長 はい。

○中西委員 その不利益処分をしようとする場合の手続について、少しお聞かせください。どういふことが必要なのか。部長でいいですよ。

○石原教育振興部長 すいません、質問の意図を十分理解できてないので、もう少し申し訳ございません、分かりやすく質問をしていただければ。

○中西委員 不利益処分をしようとする場合の手続について、何か御存じなことはありますか。

○竹林教育総務課長 減免申請について決定をすることそのものは不利益処分ではないと考えております。

○中西委員 しかし、その場合聴聞とか、その対象になるべき、不利益を与えるわけですからしっかりそれは調査をしなければならないというのがこれまでの国の私は考えだったと思うんです。減免申請がそれに当たらない、しかしここでは減免規定によって、なおかつ規則によってマイナンバーカードが取得の要件としてなってくるわけですから、無料といえども有料の人が出てくる、つまり不利益を受ける人が出てくるわけですから、これは慎重に私は判断すべきところであったのではないかと思うんですが、その調査、あるいはどういう人が問題なのか分からなかった。通知を出してみても初めて入院の人がいた、入所の人がおった、そういうことが分かってきたわけですから、私はそういうことについて教育委員会がきっちり対応していたとは言えないということをこの場を借りて言って、私の見解を述べておきたいと思えます。

○竹林教育総務課長 先ほどの申請につきましても、マイナンバーカードの取得申請と同様任意でございます。減免の申請も任意でございます。あらかじめその任意である申請について把握するのは現実的に困難でございます。また、入院等で取りたくても取れない方っていうことも同様に現実的に把握というのはもう困難だと思っています。

○西上委員長 1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○西上委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

○中西委員 それでは、先ほどの教育委員会会議では誰も教育委員の人は反対意見を述べなかった、あるいは反対の意思表示をされなかったということですが、教育委員会会議の議事録あるいはそういったところの文書の開示、委員会への資料提出はできますか。

○竹林教育総務課長 議会としての資料要求ということでございましたら準備ができるかと思えます。

○中西委員 委員長、ぜひその資料要求をしていただきたいと思います。私ども、いろいろちまたの中での話ですけども、反対したという御意見の教育委員の方もおられましたんで、一応確認をさせていただきたいと思います。

○石原教育振興部長 準備をする上でも少しお時間はいただくようにはなろうかとも思いますが、もう直ちに準備にとということであればこれから準備には入ります。

○中西委員 これは審議の上でも大切な部分ですので、ぜひ直ちに準備を始めていただきたいと思います。お願いをしたいと思います。

○石原教育振興部長 準備には入らせていただきます。少し休憩をいただいてもよろしいでしょうか。

○西上委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 再開

○西上委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○石原教育振興部長 まず1点おわびを申し上げます。

先ほど、休憩前に申し上げておりました資料要求についての件でございますが、現在3月17日の3月定例会の教育委員会会議に向けて調整中の段階でございます。その日に御承認をいただくために調整をしている段階でございますので、本日御提示をすることができない状況でございます。大変申し訳ございませんでした。

○中西委員 確認のしようがないですね、今そういうふうと言われると。

本当に反対の御意見、あるいは心配される声はなかったんですか。

○竹林教育総務課長 先ほども申しましたとおり、心配いただく声というのはございました。採

決においては、反対で手を挙げられる方というのはいらっしゃいませんでした。

○中西委員 少し心配される御意見というのは幾つかお聞かせ願えたらと思うんですけど。

○竹林教育総務課長 それも先ほど申しましたように、現場での混乱ですとか、進め方、スピード感、そういったところを心配いただいております。

○中西委員 教育委員の何人の方ぐらいがそういう御心配あるいはされておられたんでしょう。

○竹林教育総務課長 正確には議事録等を確認しないと申し上げられにくいんですが、私の記憶の中ではお一人は明確にそういう心配いただく声をいただいております。

○中西委員 大変危惧しておられた方がおられたということがよく分かりました。

あと、この問題だけにかかるわけにはいきませんが、教育委員会としては通知文以降新たな保護者への通知を出していない、同時に説明会も開いていない、保護者の説明会はこの議会に議案書として出して初めて出すと、そこが説明の場所なんだということでもよろしいですか。確認だけです。

○竹林教育総務課長 議決後、早い段階で手続についての詳しいお知らせ、それから申請書類等の送付を考えております。

○中西委員 それはいつ送付をされるんでしょうか。

○竹林教育総務課長 3月24日以降を考えております。

○中西委員 それは当然3月いっぱい、4月1日前に届くと理解してよろしいでしょうか。

○竹林教育総務課長 書類が各保護者様の手元に届くのは3月中には十分届くんじやないかと考えております。

○中西委員 段取りが遅い割には届くのが早いですね。どうしてそんなに早く届くんですか。

○竹林教育総務課長 議案送付後、いろんな想定をしながらできるところでの準備というのは進めている状況でございます。

○奥道委員 すいません、何点かゆっくり順番に聞かせていただきたいと思うんですが、先ほどからマイナンバーカードという部分で、これは要するに申請していればいいと考えればいいんですね。カードを持ってなくても申請していればいいと。

○竹林教育総務課長 現在、検討しておりますのは申請中ということがこちらでは把握ができないという事情がございまして、取得した後申請いただくという流れを想定しております。ただ、4月1日以降に申請されましても4月1日に遡って適用するような流れで考えておりますので、仮に4月になってとかカードの申請をされて届くのが1か月後だったという方であっても不利益はないようにしたいなということで検討しております。

○奥道委員 ということは、要するに2月いっぱいというふうに分かるとも、それは要するに2万ポイントの部分でお互いの利益ということで2月、けれども実際には5月まで申請できるじゃないですか、取りあえず2月末にしとけば。今回のこの一件は別に4月にしようが、5月にしようが、6月にしようが、申請後ですよ。2万ポイントは飛んだけど、要は学校

給食じゃ何じゃ、今回の3件に関しては市としては4月に遡って見てあげるといことですね。

○竹林教育総務課長 そのとおりでございます。

○奥道委員 翻って、これ結局分かりづらいついていうか、市民の皆さんが理解していらっしやるんだらうという前提で聞いてみたところ、要するにこの3つは4月からは保護者が全員負担するんよ、保護者が全員負担するんよ、そのことがまず前提としてあって、その前提の部分をすつとばかしてカード、カード、カード、カードついでいうところが走り回っていて、保護者が全部負担するといこの部分を分からないままにいつているような、それをずつと感じているんですけど、本当にこれ何人ぐらいというたらおかしいですけど、もう簡単に言いますけど、例えば小学校の一人のお子さんが1年間に幾らぐらいの給食費を、あるいは保育園の保育料がお一人1年間でどれぐらい補助されるんですか、具体的に言うと。

○竹林教育総務課長 給食費部分につきましては、先ほど図で説明させていただきましたとおり、ポイントの付与と同時に相殺させていただく形で考えておりますので、手元に何かしら現金なり、ポイントなりというのが届くわけではございませんので、そこの部分、金額換算するとしますとおおむね年間190日ぐらいが給食の提供がある日です。190日前後にはなりますが、190日としますと小学校1食当たり300円、中学校につきましては給食費としましては3400円の単価に令和5年度なります。それぞれ掛け算をしたところ、小学校につきましては5万7,000円、中学校につきましては6万4,600円、そういったところがまず給食費が負担せずに済むということになります。

それから、土日、祝日、長期休暇のポイントにつきましては残る175日につきましてそれぞれ小学校300円、中学校、ポイントの段階では350円で設定しております。それぞれ掛け算しまして小学校が5万2,500円、それから中学校につきましては5万9,500円といったところの合計額10万円以上が結果としてインセンティブとして渡るといようなこととなります。

○奥道委員 保育料は計算できますか。

○竹林幼児教育課長 保育園、こども園関係の給食費ですけども、平均的なところで申し上げますと月4,900円御負担いただいております。こちら年間にしますとお一人5万8,800円といような金額になっております。

保育料につきましてはトータルで申し上げますと、現在の見込みでゼロ歳から2歳の関係で無償化されている部分が1,500万円程度年間ございます。こちら対象者が200人程度ということになっております。単純に割りますとお一人頭年間7万5,000円となっております。

○奥道委員 すいません、唐突にそんなことを聞きまして。ありがとうございました。

ということは、翻って考えれば条件は確かに条件としてはつけられている、そのつけ方が今先輩のお二方がおっしゃったようなことで問題があるとはおっしゃっていると。ところが、保護者が受ける利益のほうが実は年間にすると10万円近くあるとい、そういう考え方でいいわけ

すね。

○石原教育振興部長 そのとおりでございます。

○奥道委員 かなり大きな金額と考えていいのかなあと思うんですよね。それでももちろん人によって違う、人それぞれ違うといえればあれで、要するにそれを今回のこの一件は保護者が全部見てくれるように切り替えますよという、そういうお話ですもんね。よく理解できましたといやあおかしいですけど、前々からそのことは分かったんですけども、一体1人幾らぐらい市が出しているのかなあというのが今回この件でと思ったものですから、伺ってみました。

○青山委員 かなり論議も煮詰まってきたと思うんですけど、先ほどの利益を受けられる、もうかなりの利益であります、ずっと我々言っていますように不利益を被るところを令和4年度については無償化ということで、しかも昨年11月議会のときに同僚議員が質問をしたところ、市長は来年も無償化を進めるということで、そういう中で1番は少子・高齢化、人口減を解消するために移住・定住する子育て世帯の増加というようなことを目標に上げられておったわけです。実際に移住してこられたり、定住した若者もおられるようですね。そういうふうな方がここに来てマイナンバーカードを取得していないと不利益を被るという、それが教育の場で行われるということに問題があるんじゃないかと私は考えております。ですから、この世帯全員がマイナンバーカードを取得しているということについて、それに関わらず全員が給食費あるいは物品、それから保育料、そういったようなものが平等に恩恵を受けられるように、そしてそれが子育てに優しい町、それから教育に力を入れている備前市ということで移住・定住にもつながればいいんじゃないかなあと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○竹林教育総務課長 無償化事業そのものが、マイナンバーカード取得へのインセンティブという位置づけでございます。不利益を被ると言われる、言い方をされますとこちらとしては原則有償のところを無償にするといったところで有利になるという考え方でございますので、その点御理解いただけたらと思います。

○石原教育振興部長 補足をさせていただきます。立ち位置といたしましては、先ほど教育総務課長が述べましたとおり、私どもの制度設計といたしましては本来有償であり、保護者の方々に御負担をいただくという原点に立ち返っての今回の条例案としての提案をさせていただいております。スタートの立ち位置は、本来有償であるということを前提に制度設計をしているということとをまず御理解をいただきたいと思っております。その上で、先ほども青山委員からお話がありましたような移住・定住策につなげていくことができれば、それは非常に市としましても非常にありがたい思いでございます。

○青山委員 このそもそもの始まりは令和4年2月の定例の新規事業での説明の中で、読ませていただきますけど、市では少子化対策の一環として多子世帯へ学校給食費補助金を支給し、支援してきており、学用品についても市長の公約にあるとおり給食費に加え支援の拡充を模索してきました。令和4年度当初予算は子育て世帯への支援を強化し、義務教育について市が責任を持つ

て学びの環境を提供し、子供の学習環境を整えることを目的に給食及び教材について全額補助するものです。さらに、補助制度の拡充を通じて移住・定住する子育て世帯の増加につなげたいと考えております。ここから始まったわけです。

さらに、それを11月議会で確認したところ、今後も続けて行っていくと。もうこの義務教育について市が責任を持って学びの環境を提供すると。これ学校教育法にも第4条でうたわれているように、教育の機会均等ということに貢献をする、貢献をするというのは言い方はおかしいですけど、それに沿って行っている行政だと私は信じておりました。そこのところをしっかりと認識していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○石原教育振興部長 繰り返しにはなりますけれども、私どもといたしましては原点に立ち返ることから今回の御提案に至っております。結果としての市長が答弁でも申し上げておりますように、相互の利益につながるのとのかえからそれを後押しするインセンティブとして、メリットとしてのお願いを込めたものであるという私どもの提案になっておりますので、その点を踏まえて御理解をいただき、私どもといたしましては原案のとおり可決をしていただければ、今回の提案ということでございます。

○青山委員 先ほどから原点、原点というように言われるんですけど、それはもともと国は教育に係る費用については有償であるというところから始まっているのが原点だと思うんですけど、それを昨年の2月の定例で規則として備前市は無償にすると。ここの原点を回避するために今回の条例の改定があるんじゃないかとは理解するんですが、これそこまでしてやらなければいけないことなんですか。

○石原教育振興部長 令和4年度の事業につきましては、結果としましてコロナ関係の給付金を活用させて現状対応させていただいております。その財源確保を考えたときに新年度、令和5年度についてはもうその財源の見込みがないということも非常に大きな要因として今回の提案、新年度予算の組立てにはその財源の確保というところから非常に苦慮しておりました。そういった中で、結論としては今回提案に至っている経緯の中でも市長答弁でもお答えをしておりますとおり、非常に財源の確保に苦慮したというところを何度も強調されていたと私ども理解をしておりますので、そういうプロセスの中での原点ということを私どもも非常に意識せざるを得なかったということが今回の提案の背景にあったということを御理解いただけたらと思います。

○青山委員 財源の確保のお話が出ましたけど、もともとは特定財源ということでまちづくり応援基金繰入金で充てられておったわけで、そこへコロナということで給付金が来た。すり替わったわけですけど、これもともと公約としてやられるということであつたらそれなりの財源確保の見込みを持ってされておったと思いますし、種々いろいろ新しい事業を立ち上げられて当初の中で財源がなくなってきたのかなということも臆測するんですけど、これについては納得できませんし、ここへ移住・定住された方についてもある方はもう家まで建ててここへずっと住もうということを決められて、じゃあこれで別にお金が欲しいとかなんとかじゃなくて、それだけ備前

市が子育てや教育に手厚い、こういうところで暮らしたい、それがナンバーカードが取得できないといえますか、その心情上できない、まだいろいろな問題点を考えたら不安でできないと。だけど、市が子育てや教育に対して違った方向に行っているんじゃないかなあということは懸念されていますし、私はそれを先日的一般質問で不適切な言い方であったということで訂正せざるを得なかったんですけど、じゃあどういふ言い方をしたらよかったのかなあ。あれからいろいろと本当に悩みました。これ言ったらまた不適切な言われるかもしれんんですけど、看板を出してそれが擦れ違ったというところ、これはことわざでいうと「羊頭狗肉」ということじゃないのかなあと思っております。

○草加委員 今回の議案第34号、議案第44号、議案第45号の議案が万が一否決された場合はどのような取扱いになるのか、教えていただけますでしょうか。

○竹林教育総務課長 お答えしにくい内容にはなりますが、万が一ということでこの条例が要するにない状態ということでよろしいかと思えます。

行政での料金の頂き方にはこういった条例とか法律に基づく料金、公債権、公の債権というもの、民法とかの規定に基づきます私債権というものにまず分類されます。給食は、本来的には給食の提供に対する対価として給食費をいただくということで、本来的には私債権のほうに分類されるかと思えます。私債権につきましては、条例が必要なわけではもともとございません。契約に基づく料金でございますので、給食を提供してくださいという申込みがあったとして、分かりました、それに対して給食出します。その代わり給食費下さいねっていう契約が成り立った瞬間お金は頂ける話でございますので、仮に条例がないとしたら給食の提供に対する対価として一律給食費をいただくっていうのがまず一つ考えられます。その場合は、この人だけ給食費ただにしますっていう選択は基本的にできないものと考えております。給食の提供に対する対価でございますので、給食を出す以上、必ず同様の給食費をいただくというのがまず一つかと思えます。

もう一点、そういった契約に基づかず市が給食を一方的に提供しますっていうだけですと、料金を取る根拠がない状態ということにもなります。その場合は、今年度も同じなんですけど、取る根拠を持っていない状態です。今年についても給食費を徴収する根拠がない状態、ですのでここで徴収に関する条例を出すことで、先ほど冒頭にもございました免除するには議決か条例の規定というのが必要になってくるため、本来徴収そのものには条例必要ではなかったかもしれないですが、減免というのはある意味必須、条例化が必須でございましたので、そういったところとの兼ね合いで今回の条例案提出ということでございますので、そもそも全員取るのか、取る根拠が全くないかの二者択一になろうかなと考えております。

○立川委員 学校給食法11条2項、保護者が払いますという上位法がありますよね。さっきおっしゃったように、別に市が何もなかったらその上位法を適用したらいいんじゃないですか。徴収しますよと。保護者が負担するという条項決まっとうじゃないですか。さらに、給食の目標というんですか、学校給食する目的もちゃんと条文化されようじゃないですか、学校給食法という

法令で。違いますかね。

さっきおっしゃったように、じゃあ今まで何でできていたんですかというところに行き着くんですけど。平成29年給食費を負担することについて論議された議事録は見られましたか。

○石原教育振興部長 見ております。

○立川委員 瑕疵があったら困るんで、僕のほうを読んどきますけど、市長答弁では、給食費は補助事業ということでお聞きしておりました。今も単年度事業でしたということの説明があったんですけど、そういうの理解してないから混乱が起こるわけで、補助制度についても検討いたしました。一時的な保護者負担の発生、費用徴求による学校現場の負担など総合的に考えた結果、補助制度での実施よりも無償化を選択いたしました。29年3月定例会で市長はこう答弁されています。それ以後、この件についての答弁がありません。

それに加えて、当時教育長答弁と一緒にされています。無償化と申しましてこれは当然のことながら市民の税金によって経済的負担が軽減されるということでありまして、ちょっと省きますけど、手書きのメッセージで市民、そして地域への感謝の心を持って給食をいただくよう趣旨をお伝えしたいと考えております。また、現在保護者負担により購入している漢字ドリル、計算ドリル、工作キットなどの教材や、消耗品を対象にする予定でありますと教育長はここで学用品の無償化も述べておられます。これとの整合性についてお答えいただけますか。部長御存じだということなんで。

○石原教育振興部長 私どもの認識といたしましては、いろいろな経緯を積み重ねて現在があるものと理解をしております。しかしながら、行政の仕組みといたしましては、会計年度独立の考え方がございます。手続として将来にわたって債務を負担する行為を議決いただくことも手続上は可能ではありますが、そのようなことは現在備前市では行っておりません。つまりは、単年度、単年度で会計年度が独立しているという原則に立って予算というものが構成されておりますので、それを議会の御議決もいただき、年度独立の考え方で行っているというのが現状であろうかと思えます。

つまりは昨年度、私もちょうど1年前のこの委員会で申し上げた記憶があります。令和4年度の無償化についての質疑、答弁の中で私どもとしまして一旦始めたら今後はどうなるのかという御質疑がございました。それについても私ども努力をいたしまして、何とかこういう制度を継続していきたいということを申し上げております。しかしながら、いたずらにじゃあ3年も、5年も、10年もずっと未来にわたってというふうな思いとしては私どもはありますけれども、それを軽々に述べるには何ら担保も責任もございません。でありますので、単年度、単年度、しっかりと御議論を今回はこの場になりますけれども、今定例会での議論を通じて一生懸命そういう将来にわたっての財源確保についても努めてまいりたいという思いでございます。

○立川委員 また、すり替わるところでしたけど。単年度事業ということで今部長盛んにおっしゃってられますが、そのとき債務負担行為もしておりますよ、給食費無償化。という流れで、

大変申し訳ないんですが、先ほど来出ております今年度はコロナの補助金もありまして無償化しましたよ、来年度は知りませんよ。来年度の予算につきまして給食費がこうあります。マイナンバーカードを取っていただいたら得になりますよ。お話はなるほどよく分かります。10万円も得すんねんど。マイナンバーカードを取得したらそれだけお安くなるんですよ、給食費が補助受けられるんですよ、それも分かります。そこからだけのスタートだったら分かるんですよ。

部長言われるように昨年にコロナ補助金が入ったんで、今年度に限り給食費は無償にしますよという議論はされましたか。覚えていらっしゃるでしょうか。されていないでしょ。

○石原教育振興部長 昨年度のこの委員会の議論の中では、当初ではまちづくり応援基金からの財源を充てるということでの御提案をさせていただいておりましたので、私の記憶としましては先ほども申し上げたような、じゃあ来年、再来年、これからその無償化を継続していけるのかという御心配の御意見もあったかと思っております。そのご答弁につきましては、できる限り私どもとしてはそれを継続していきたいということで財源の確保に努めてまいりたいということをご答弁申し上げているということをご記憶しておりますので、昨年度の振り返りはそのようにご答弁させていただきたいと思っております。

○立川委員 導入当初変則的ではありましたが、引き当てはふるさと納税資金だったんです。ふるさと納税をこれに充てますということで全てそれが通ったときの施策でございました。当然、継続性についてそのときも問題になっております。当たり前ですよ。じゃあ、ふるさと納税引き当てて給食費を無償化にして、入らなかったらどうするんですか。そのときにも当然継続性に対する議論は出ております。それは御覧になりましたか。

○石原教育振興部長 そのとおり承知しております。

○立川委員 そしたら、継続性の担保についての議論がされて、その結果も御存じでしょ。また、読まないで駄目ですか。

ということで、今までしてきたわけでしょ。昨年たまたままちづくり応援基金、ふるさと納税が充てられていましたけど、幸か不幸かコロナということで入ってきて、それを引き当てに振り替えましたよね。それが単年度で終わりますって言われても、今まで無償化してきた、財源もあって無償化をしてきた流れの中で当然皆思うじゃないですか。そこへもってきて皆さんの議論は、あれは単年度、単年度でやっていますから今年度の給食費についてはこうしますよ、これ納得できる話なのかなあというところなんです。この点ぜひとも御理解を賜りたいところなんですけど。でしょ。だから、そういうやり方について皆さんの不満があるわけじゃないですか。来年度スタートします、当然学校給食法の11条2項によって保護者が給食費払います、そういう条例を上げました、減免規定でマイナンバーが来ました、じゃマイナンバーを持っていたら十何万円助かるんですよ、ここからのスタートなら皆さん理解できるんですよ、すうっと。インセンティブですといっても。

言葉は悪いんですけど、半ば既得権のような無償化の流れで来とうわけです。皆さん方がよく

言われるこれ補助金でやっていますよと。補助金規定じゃないでしょうというのもこのときちょうど市長が答弁されていますわ。そのときには一時的な保護者負担の発生、費用の徴求による学校現場の負担などを考えて無償化を選択しましたと。このとき市長愛があったんですね。現場のことを考えてやっておられるんです。今、それに対して今からやられるときに愛がありますか。丁寧な説明というのが本当に欠けていると思いますし、こういった流れの説明はする気はありますか、ありますか。

○石原教育振興部長 私から市長の愛の話について言及はできませんが、考え方としては非常に今回の提案の思いの中を振り返ってみる中においては、もともと補助制度の当時は一時的にでも保護者の方にはお支払いをしていただいていた。そして、滞納がないという条件というのは当然ございましたけれども、年度が終わって最終的に補助という形で市から支給をしていたという形でございます。ですので、令和4年度においての無償化事業を考察するに当たっては、その一時的でもあってもお支払いをしないような形が今の制度設計で動いているものと理解しております。つまりは補助制度とはいうものの、一時的にお支払いを保護者の方をお願いをしていた、そのことによって学校職員もその保護者から集金をする事務を担っていたところが、令和4年度においては一時的なお支払いもなくなっております。学校のその給食、全てということではございませんけれども、学用品等も含めて結果として無償になった部分というものの事務の負担軽減ということにもつながっております。それを継続していこうという強い思いでの提案であると理解しております。

○立川委員 理解し難いんですけど。要は、備前市も公会計になっていますよね、給食費は。取りあえず市が立て替えていますよね。立て替えているといたら語弊がありますけど。市が全部お支払いしていますよね、給食費も。業者に対してですけど。そういう現状ですよ。公会計化ということだと思いますけど。

それに対して石原部長さっき言われたんですけど、本当に今からスタートするんなら皆さん理解しやすいですよ。さっき言われたみたいに今から10万円得すんねんど。そういう部分があるんですけど、今まで出してなかったことを出すというところの説明、何回も申し上げますけど、その妥当性が皆さん分かってらっしゃらないですよ。部長が言われます単年度、単年度やからその年度で終わったんですよと、次は次の年度でいくんですよと、これ大変失礼な言い方ですけど、行政の継続性、当然財源がついて回ることでですから財源についても十分担保いただかないと駄目ですけど、財源がないから無償化できませんという自治体もございますわ。でしょう。そういうところの説明、高飛車にびしゃっと得するんでっせという言い方ではなくて、今まではこういう経緯でやっておりました。たまたま昨年度はこういったことでコロナの補助金が出たんで、財源的にも余裕ができましたと、来年はこうしますと、ついてはそれプラスインセンティブつけましょと、そういう説明がなぜできなかったんでしょうね。現状を否定して、今までは今まででよかったでしょうという言い方が非常に気になりましたんで、これ回答じゃないですか、

教育長が。税金で経済的負担が軽減されるんですよ。そのことを通じて安心できて、言いましたわ。涙出ますわ。すいませんね。これほんまにこういう立ち位置で押し切られるんですか。最後にお聞きしときます。

○石原教育振興部長 市の取組としては、立川委員の思いと全く誤差はないと捉えております。私どもとしましては、今お話をいただいたように今御審議をさせていただいている厚生文教委員会において、今までも申し上げております丁寧な説明に尽力してまいりたいと思っております。単年度、単年度で決して終わらないように努めていくのが我々の努めではなかろうかという思いも持っておりますので、そういったことも含めて私どもとしては今回の提案に至っております。説明が不十分であるということでありましたら、まだまだ十分しっかりと説明をさせていただきたいと思えますし、立川委員の同じスタンスに立って寄り添うような丁寧な説明を市民の方々にも理解を求めていきたいと思っております。そういった形で慎重審議をぜひ原案のとおり可決をいただけるように精いっぱい努めてまいりたいと思えます。

○奥道委員 さっき市長が特に必要と認めるときというのはこれ規則とおっしゃいました。そこで、カードがなくて申請をできないという、どういう人がそうだということについてはさっきも2つか3つかを上げられたんですけど、規則というのはこれからつくられるんですね。そういうさっき伺いましたね。それって私たちにもじかにこうなりましたよというのを見せてもらえんですよね。要するに、委員会のほうへ出されるんですね。

○竹林教育総務課長 教育委員会規則でございますので、議決後に成案として案ができましたら、その後臨時の教育委員会会議に諮る予定で考えております。議決日、市議会の議決日以降の日にちで臨時の会議を開きまして、そこで教育委員会会議に諮りまして、議決をいただきましたら規則として成立、公布で4月1日施行という流れになります。ですので、どのタイミングで委員会に報告するタイミングがあるかといいますと、議決日以降で成案ということになりますので、この会期中というのは難しいかなと考えております。

○奥道委員 要するに誰が対象になるかということは、この人たちですよってということが不安材料じゃないかと思うんですけどね。うちはどうなんじゃろうと。俺は持ってねえよと。じゃけえ、事情があつて取らない方や、わしゃ嫌いじゃから取らんとか、いろいろ理由はあるでしょう、きっと。その方がじゃあ俺のところはどうなんかと。ここはあんたのところはそうですよと。いうことをしっかりと決めといてあげんと、確かに実際には8月か、1学期ですね、中学校では。小・中学校の1学期終わらんと金額が出てこんわけですけど、1か月だ、失礼、1か月ですね。じゃからおたくはそうですよと。いうことを言わんといけんののうちには違うんじゃとは言えないじゃないですか、その判断基準がないから。それを早いところつくつといてあげんとまず一番困るのは保護者だし、その次は学校の事務だし、先生方もこれは大変ですよ。Aちゃんはそうだが、Bちゃんは違う、何でそこが違うのっていうところの基準を早く示してあげないと、先生方ほら多分これは受け入れる、もちろん私はこの制度自体に1人10万円というのを今さっき伺っ

たからあれですけど、何かその制度設計を大急ぎでやってあげないと向こうが困るというところはしっかり早くやっていただきたいなあというのが思いですが、どうですかね。

○竹林教育総務課長 お知らせ文書の中ではそういったできるだけ例示等細かく挙げていきながらお示しできたらなと考えておりますが、全てのパターンというのが挙げられるかと申しますと難しい、個々個別の事情というのが存在する可能性がございます。一般的な話としては書けることもございますが、事情をお伺いしないと判断がつかないケースというのはかなりあるんじゃないかと予想しております。そういったところで一定程度のもちろんお知らせの中にこういった方については例外として対象になりますよというのはお示しできたらなと考えております。

○奥道委員 だから、どこへ相談に行くのかといったら教育委員会に行ってくれと。例えば相談があると思うんですね。教育委員会の開いとる時間帯に保護者が行けるかという、そういう問題もあると思うんです。大概そういう苦情っていうのは学校へ行くと思うんですね。何でうち払わなあかんのなど。おたくカードないからじゃと。うちはこねえ給食費払うの大変なんじゃっていう、要はそういうもう本当に下世話なというたら失礼ですけども、そのレベルの話合いをしていかなきゃならない。じゃあ、事務の方で全部処理でき得るか、あるいはクラスを持っている担任の先生方がそれをやるのか、そうじゃなしに、学校じゃなしに教育委員会へ聞いてくださいっていうふうにするのかっていうような、そういう規則決めというのも学校現場として、さっき混乱、混乱とおっしゃってましたけども、この辺のところも整理してあげておかと先生方大変だろうなと思うんですね。

さらに言うと、1か月で出欠を取るとおっしゃってました。この人は何月何日は食べてない、早退で帰った、早退の記録はあっても食べたか食べてないかという記録って普通つけないんですよね、学校では。そこらもつけてください、こうなるわけですね、今度は。だから、そういう一つ一つの細かいところではあるんですけど、これはどうしゃあええんていうことを現場の先生だってさっきの混乱のところであると思うんですよ。だから、それを早く決めてあげとかないともうこの制度で多分困られるじゃろうなあというのは。

ただ、大局的な、大きな面で考えるとするとその細かいところはあると思いますけどね。そこらをしっかり早く決めてあげて、早く現場の先生方に提示してあげて、この場合はこうだというのをしっかりさせていただいて、そしてなおかつ同様に保護者の皆さんにもこうですよというのを早く提示してあげるほうが混乱が少ないというたら失礼ですけども、保護者の皆さんも安心するんじゃないかと思えます。ぜひよろしくお願いします。

○石原教育振興部長 非常に現場サイドの細かいところまで御心配をいただきありがとうございます。そういった想定も含めて準備のほうにも取りかかっているところでございますので、そういう御不安であったり、御負担であったり、そういったところもしっかりと努めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○中西委員 12月16日に教育委員会が出した通知がありますよね。読んでみますと、保育料

等について園児及びその世帯の全員がマイナンバーカードを取得している場合、申請により保育料等が納付免除となりますと書いています。目的は、マイナンバーカードはオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できることからデジタル社会の構築に必要なツールであり、市においてもマイナンバーカードを全市民が取得することを目指していると書かれているんですね。これは12月16日の当委員会の中でも何で保育料等のところが目的で、保育料を無料にすることがマイナンバーカードを全市民が取得することを目指しと目的にしているのかと。本来ならば備前市の健やかな子供たちの支援が目的ですというのが常識的な書き方になるわけですが、この文章、この1と2を読む限り無料にするということはマイナンバーカードを取得することだということになるわけです、日本語からすると。ところが、今回の条例案あるいはその細部説明を見ても、例えば議案第34号の細部説明は本案は令和5年4月から市立保育園及び認定こども園における保育料について、マイナンバーカードの取得のインセンティブを付与するための免除制度を制定することに当たり、マイナンバーカードを世帯全員が取るということを目指してはしてはいるんですね。私は、この目的が12月16日から今回の条例の提案まで少し目的が変わってきたように思うんですが、あるいは提案の理由が変わったように私は思いますけれども、教育委員会としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○石原教育振興部長 順を追って説明申し上げたいと思います。

令和4年12月16日付の文書を、報告事項として同日に開催されました厚生文教委員会で御報告を申し上げているところでございます。そのときの私どもの説明力もただされたと理解をしておりますが、この文書を発送する説明をさせていただく中で、1番の新しい制度についてのマイナンバーカードを取得している場合申請により納付免除となりますとこの目的について書いてあるのが2番目の記載であります。マイナンバーカードはオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できることからデジタル社会の構築に必要なツールであり、市においてもマイナンバーカードを全市民が取得することを目指しているためというこの記載をさせていただいているその狙いを御説明申し上げたところでございます。

当然、中西委員御指摘のとおり給食費や学用品、保育料等につきましても子育て支援の一環事業であるということは大前提でございます。その事業の本質的な狙いや目的というものは揺るがないものだと私どもは理解している上で、このマイナンバーカードを取得している場合の新しい制度に向けて目的はデジタル社会に必要なツールであるということの記載でございます。つまり本来の目的と、このマイナンバーカードを条件に付するというこの目的を記載を分けて我々は考えていたところでございます。

そして、その同日、12月16日の厚生文教委員会でいただいた御意見というものは、本質的には子育て支援事業ではないかという御意見を委員の皆様方からいただいたところでございますので、我々もそういう説明力不足を補う形の説明が必要であろうということでの今回の提案理由の説明ということでございます。

○中西委員 途中で理由が変わった。私はここのところを読んでみる限り、市においてもマイナンバーカードを全市民が取得することを目指していると、こう述べているわけですよ。私は、インセンティブというのはこの当時は一言も私も、この後ろのほうでその他のところでマイナポイントの付与がありますのでというような書き方はありますけども、こういったような今回の提案理由とは違っていたと思います。

これを出された人たちは、そら慌てて皆さんマイナンバーカード取得に動いたわけです、動いた。ほらあ、影響額が大きいですから。それはいかがなものかなと、こういう文書を出したがゆえに動いてしまう。それは私は言いましたようにこういうマイナンバーカードによって市民の皆さんをコントロールするようなやり方、これはやるべきではない、強制すべきではないと。ここに書いているデジタル社会の構築に必要なツール、これは一つのツールなんです。しかし、デジタル社会なんていまだかつてずっといろんなものを使っているんですよ。私もこのデジタル社会に必要なツールと言われる前からスマホだって持っているわけですよ。皆さんだって持っているわけですよ。コンピューターだって持っているわけですよ。要は、アナログがあつて、デジタルがある。アナログの人たちもデジタルが使えるように。しかし、もともとこの制度設計に当たった人たちが任意のカードにしたことによってデジタルも使う、アナログの人もある、一緒に共存して住む社会、それがデジタル社会なんだということを述べているわけですよ。このマイナンバー制度の構築に当たった人たちでさえそう言っているんです。

任意になっているのはどうしてかということ、顔認証だとか、これは本人の意思の問題、表現の自由の問題も含めてこれはもし義務づけると憲法に違反をするというおそれから任意の事業になっているわけです。だから、あくまでも任意の事業をここへ持ってきている。ついこういうふうにして書いてしまった。しかし、それはその後河野デジタル長官もインセンティブなら分かるということを示したことによって私はここの理由が変わってきているんだと思うんです。私は、こういうような文書を出して市民をコントロールするというやり方は、私はやり方として、教育委員会がやるやり方としては適切ではないと、この条例案は撤回すべきだと思います。

あわせて、私は先ほどの昼食代無償化イメージというのを見ましたけど、何でこんな難しいことを考えるんですか。奥道委員がおっしゃっておられたように現場の負担とか考えるんだしたらどうなんでしょう。なかなかこれ私も読んでみて難しいですわね。私自身なかなか理解ができないというところがあります。

また、この手続の煩雑さというのを考えたら、携わる人は大変だと思います。もっとやるんならきれいに無償化にしてあげればいいじゃないですか。何でこんな複雑な手続を考える必要があるんですか。考えた人も大変だったでしょう。どうですか。

○石原教育振興部長 御意見としてまずしっかりと受け止めてさせていただきたいと思っております。その上で、私どもとしましてはキャッシュレスということを想定しております。

それから、私どもとしましては繰り返しになりますけれども、任意の制度の中で非常にこれか

ら到来する社会というものを想像したときに、より市民の方々に便利なツールとして選択肢を広げていただきたいという考え方を強く思っております。そういう選択肢が広がることによって非常に便利になる、そういったことも狙いの一つと言えると理解をしておりますので、御意見をしっかりと受け止めさせていただき、今後の具体の事務の中で反映に努めていきたいという考えでございます。

○中西委員 もう一つ、実は私の一般質問の答弁の中で、市長は学校給食は有償だと、国の法律が定めているという御答弁がありました。確かに学校給食の学校給食法第11条において、義務教育学校の設置者の負担とするというようなことが書かれています。これは確かに学校教育法ではそう書かれている。ところが、私の一般質問をネットで聞いておられた宮本岳志衆議院議員が後でそうじゃないんですよということで私に資料を送ってこられました。それは、平成30年12月6日の私どもの吉良参議院議員が当時の政府参考人を相手にして当時の国の見解を伺っているんです。これを読んでみますと、実は平成26年3月19日に既に国がしゃべった内容なんですけど、現在は授業料でございますが、そのほかに教科書と、それから学用品、学校給食費というような、なおできれば交通費というようなことも無償化に考えていますというように平成26年にもう既に答えている。この考え方は平成30年でも変わらないかともう一回確認をしたら、国は変わりませんと言っているんです。当時の柴山国務大臣は、今時点でそのことについては意識を変えているわけではありませんけども、今言ったような解釈あるいは現実に即して優先順位をつけて諸策を図っていくということもあると。優先順位をつけているだけなんで、交通費まで無償とする中には含まれるんだという概念なんです。

だから、そういう意味では例えば厳しい給食費を無料にしたとしても、自治体にペナルティーを科してない、科せないわけです。これは国がもうそこまで認めているからなんです。やってもいいですよということを言っているんです。ただ、国にはそれだけの金がないということになるので、自治体がやる分にはどうぞということをやっているんで、教育費というのは、学校給食費というのは国が無償にすべき範疇にある概念、もっと広げて交通費まで出すべきだというのが現在も受け継がれている文科大臣の見解なんです。ただ、金がありませんと言っているんですよ。金がないというのは、自公政治の問題なわけです。考え方はこういうことで、私はこんな難しいことをいろいろ皮肉らなくても無償にしとけばそれでいいもんだと思います。国がそういうふうと言っているんですからそれでいいじゃないですか。

○石原教育振興部長 非常に勉強させていただいております。昨年の厚生文教委員会でも中西委員からは本来この給食費の無償化については一般財源で賄うべきであるという御意見を主張されていたのを記憶しております。本日もそういうお考えに基づく御意見であろうかと受け止めているところでございます。ありがとうございました。

○西上委員長 暫時休憩といたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆様、ほかに質疑はございませんか。

○土器委員 これは意見として聞いてほしいと思うんですが、実は令和3年11月の定例会で給食費の無料化の質問をしました。これは平成21年頃から3年間か4年間うちに小学生、中学生、高校生が多く集まったことがあるんです。これは児童・民生委員に頼まれて不登校の子供が家におるからどねんか不登校せんように言よったら、そこへおった子供がうちの家に偶然来るようになって近所迷惑かけたことがあるんですが、その中の子供の中に、中学生やったと思うんですが、給食費がなかなか払えない、保護者の方になかなか出してもらえない子がおったんです。そういうことで、吉村市長は給食費を無料化という形のことを前の市長のとき出しとったような気がしたんで、それで一般質問をする気になったんですが、その場合当時のその中で完全無償化に反対する議員さんが数を数えたらとても通らないんで、先輩議員にこういう形で質問するから応援してもらえますかというたら応援しますということで一般質問したんです。それで、4月から無料化になりました。

ただ、今回も一つ似たところがあるんですが、保護者の方がマイナンバー取っていなかったら子供が例えばこれからいろいろもらえなくなりますわね。だから、そこを第7条であったと思う、市長判断でいろいろできる、その枠を広げてほしいなと思います。これは意見ですけど。

市長判断でいろいろ枠ができるわけでしょ。小さな子供じゃ保護者をつくらない言うたらつくれんと思うんですわ、マイナンバーカード。じゃから、その辺は加味してほしいと思います。当然、保護者の信念でマイナンバーつくらんと、ほんならその子供にそういう形のものを強制するのはおえんのんじゃなかろうかなと思うんですね。だって、友達なんかはカードもろたやつがいろいろ使えるかもしれないですからね、これから。だから、その辺は一つ考えていただけたらと思います。

それからもう一点、その4月の予算決算委員会の中で私は覚えとんですが、そのときにふるさと納税ですという形だったと思うんですね。それで、委員会の中でそれはもう1年や2年でやめたらおえんと。3年、5年あるいは10年とせにやおえんと。その場合、ふるさと納税がなかったときには一般財源でという話は出たと思います。ただ、それは議員がその一般財源を使えとかというては言えんけど、そういう形の話は出た、それは記憶に残っています。だから、マイナンバーの関係なんじゃけど、保護者が払わんで気兼ねしよった子供がおると。今度は逆に言うとマイナンバーをつくらない保護者の方がおられる。それはいいんです。信念じゃからそれに対してどうこう言うことはないんじゃけど、ただ子供が同級生あるいは友達がマイナンバーをつくるとしたら、例えばこういうような形でいろいろポイントをもらえるようになりますが。そんなもらえなくなりますから、その辺を考えてほしいということをお願いしとんです。

○中西委員 学校給食費並びに学用品費の不利益を受ける対象は何人ほどおるのか、それは調査

したことがあるのかどうか、お聞かせください。

○竹林教育総務課長 マイナンバーカードを持っているかどうかという情報そのものが個人情報になるということもございますので、教育委員会としては調査しておりません。

○中西委員 その不利益を受ける子供たちあるいは保護者の方に、保護者には全く12月16日以降何ら連絡はしてないということですから、不利益を受けるであろうというような調査はマイナンバーが個人情報だから調査をしてないと、影響額の調査はしてないということですね。

つまり不利益を被るであろう、マイナンバーを持っている子と持っていない子と、そのことによって不利益を被るであろう実態の調査はしていないと。

○竹林教育総務課長 あくまで免除の利益を減免申請によってお渡しするというところでございますので、不利益を被るとしての調査というのは当然しておりません。

○中西委員 もう一つ質問しておきたいと思うんですが、申請をしない、あるいはマイナンバーを取らない人たちはどのくらいを予想しておられますか。

○竹林教育総務課長 この議案を提案するなり、当初予算を編成するに当たっては全員取っていただく想定で組んでおります。

○中西委員 それは強制につながるんじゃないでしょうか。

○竹林教育総務課長 お願いというところでございます。

○中西委員 そのお願いはこの12月16日のその他のところで申請をお願いいたしますということになっていきますけども、あくまでも任意のものでですから当然申請されない方もおられると。なのに、予算上は100%をどうして見られるんですか。

○竹林教育総務課長 予算の確保としましては、可能性として100%申請いただけても対応できるように組むということでございます。

○中西委員 つまり何%あるいは何割か分かりませんが、申請されない方もおられるであろうということは予想しとられるわけですね。

○竹林教育総務課長 可能性としてはもちろん考えておりますが、数字として幾らぐらいということは全く思っておりません。

○中西委員 持っている方と持っていない方、あるいは申請をしてない方との間でインセンティブを与えるという表現がありますけども、実際には差が出てくると。10万円なら10万円何かの差が出てくる、これはお認めになられますか。

○竹林教育総務課長 スタートが有償というところでは差が出る、それは理解しております。

○中西委員 かつては無償であった。無償であった人が今度有償になり、インセンティブでマイナンバーカードによって無料になる。しかし、申請行為をしない、あるいはマイナンバーを取らない人についてはかつて無料であったことが今回有料になるわけですから、ここは差が出てくるんじゃないですか。

○竹林教育総務課長 午前中部長の答弁にもございましたように、一年一年ということで減免の

申請も一年一年していただく必要がございますので、そういったところでの任意の判断になるのかと思います。

○中西委員 なかなか現実の差をお認めにならない。しかし、実際にはお金に差が出てくるわけですから、これは差があるんじゃないですか。

○竹林教育総務課長 現実のある意味理解しているからこそインセンティブとして提供するということでございます。

○中西委員 なかなか利益に差があるということをお認めになられない。あなたたちの頭の中ではそうなるかも分からない。しかし、現実問題としてさっき土器さんが言われたように子供同士の中では差が出てくるじゃないですか。

○石原教育振興部長 教育総務課長が申し上げておりますように、中西委員が御指摘いただいている部分も含めて私どもとしましては一人一人丁寧に説明に努めていくことによってこのカードを結果として取得をしていただいて、いろいろな支援事業がございます。これはもう教育委員会のみということではございませんので、そのような姿勢で私どもとしては市民の方々の御理解に努めてまいりたいということでございます。

○中西委員 私は一般質問でも使いましたが、教育委員会の皆さん方の常識と、ここで先日御紹介しました毎日新聞の1月25日付、教育評論家の尾木直樹さんは市によるカード普及自体には理解を示しながら、取得していないと行政サービスを受けられないのは明らかに行き過ぎだと。市は勇み足を認めて撤回すべきだと。また、元大阪市長で弁護士の橋下徹氏はある意味制裁ですよ。保育料とかが無償が有料になる、給食費が無償のところが無償になるとかマイナンバーカードと関係ない部分で人質っていうのは納得できないですね。僕は反対ですと。これが世間一般の常識の範囲だと私は思います。もう一回この言葉を私がかみしめていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○丸山副委員長 午前中のときに草加委員が聞いたことでの少し自分の中で疑問に思ったことなんですけど、仮に否決っていうことになった場合、皆さん有償なんですかねっていうことでお伺いしたかと思うんですけど、そのカードを持っていても持ってなくても関係なくて皆さんが有償ということで。

○竹林教育総務課長 そういった要件をつけることができないという状態になると思います。

○立川委員 確認を2点ほどさせてもらいます。今さっき丸山さんがお聞きになられたところなんですけど、選択肢が2つという確認でいいわけですね。仮にこの条例、取りますよ条例がなければ全員無償化になるのか、全員の有償になるのかの選択肢が取れるということでよかったんですね、1点目。

○竹林教育総務課長 担当課で想定しておりますのはその2つの選択肢だろうと考えております。

○立川委員 どちらかの選択肢があるよという確認が取れました。

それと、先ほど来出ておりますように今日これ昼食代の無償化事業イメージということで御説明もあったんですけど、さっきの課長のお話ですとこれは毎年度申請してくださいということで、すから、今年度のみのも事業ですよという確認でよろしいですね。来年度は来年度でまたという確認でよろしいでしょうか。

○竹林教育総務課長 担当課としてはそう理解しております。

○立川委員 ということだと、これ毎年度こういう形の申請が上がる、申請というよりも審議されて決定すれば同じようにしていきたいと。この方向性についてもきっちりとお知らせする必要がありますように思うんですけど、今年度はマイナンバー持っている人はこうなりますよ、1年終わりました、来年度はどうなるか分かりませんよということですから、1年間だけ得される方もあるやもしれませんので、その辺の説明の仕方、今マイナンバー取れよというて取った。来年になったらこれありまへんねんという可能性もあるわけじゃないですか、今のお話ですと。その辺の広報といいますか、きっちりした説明はどのようにされるのでしょうか。

○石原教育振興部長 午前中にも立川委員からも継続性という部分での御心配の御意見の意味合いであろうと受け止めております。今年度の制度設計は、今まで午前中にも申し上げてきておるとおりでございますが、保護者の方々来年、再来年、義務教育の中でも9年間ございますので、そこは繰り返しになりますけれども、継続性ということに私どもとしては大きな課題を乗り越えていかなければならないと思っております。丁寧な説明の中にはそのような保護者の方々の皆様方の御不安にきちんと対応していく必要があると考えております。

また、このような非常に大きな予算を伴う事業の継続性につきましては、所管であるこの厚生文教委員会においても、今定例会は5年度の事業についての審査をさせていただいているものでありますけれども、閉会中の委員会も含めて令和6年度、7年度に向けての事業の継続性について皆様方とも審議を、検討を重ねていく必要があるのではないかと考えているところでございます。つまり継続して大きなこのテーマとしての備前市として取り組むこの大きな事業については執行部だけの考え方を御提示して御理解をいただく、御理解がいただけないという結論ではなくって、執行部と議会とで両輪でつくり上げていく、練り上げていく、そんな思いで令和6年度にも向けて事業の継続性というものに取り組んでいきたいという考えでございます。

○立川委員 御高説ありがとうございます。そのようにいったらいいですけど。

確認だったんですけど、議会でどうこうというよりも、地元、現場の学校の先生であったり、保護者であったりへの説明のつもりで今お願いをいたしました。今回頑張っておじいちゃんけつたたいて、おばあちゃんけつたたいて、病院に行っておじいちゃん引っ張り出してマイナンバーして、来年になったらこれはありまへんねんという可能性もありますよということですからその確認をしてほしかったんですけど、議会へ言う云々じゃなくてしっかりその辺の御説明していただきたいと思えます。

もう一点だけ。これ今回マイナンバーですけど、次のハイパーカードが予定されとんですけど

ど、ハイパーカードになったらまた同じようにされるつもりですかね。

○竹林教育総務課長 申し訳ございません、そのハイパーカードなるものがどういったものかという情報を全く持ち合わせておりませんので、現状のところ分かりません。

○立川委員 今回、マイナンバーということで規則で決めています、違うツールが出てきた場合、またそれを規則で規定してこういう制度設計をされる予定があるんでしょうかということですか。マイナンバーだけの規定で収められるんですか。次何か出てきたらまた次同じようにされるつもりなんですか。

○石原教育振興部長 現在、明確にお答えできることは私どもとしてはございません。いろいろ御意見も頂戴できればと思っております。

○中西委員 先ほど、丸山委員、そして立川委員から話の出ていた、もしこの条例が否決された場合には2つの道があると。しかし、否決された場合には私は元のところへ戻るんじゃないかと思うんですけども、つまり無償化のところへ戻るんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○竹林教育総務課長 選択肢としては私の説明させていただきましたとおり2つだと考えております。

○中西委員 どちらを取るかということになれば前のところで取っておれば別にそれでよろしいんじゃないでしょうか。

○竹林教育総務課長 最終的には議案等の提案権のございます市長の政策的な判断によってそこは決まっていくものと考えております。

○中西委員 それはこれまでも一貫して子育て支援を続けるということを市長は申しておられるわけですから、何ら問題はないんじゃないかなあと私は思います。

○石原教育振興部長 そのような御意見があったということは市長のほうにもお伝えをさせていただきたいと思っております。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 それでは、少数意見を述べさせていただきます。

議案第34号について言わせていただきます。

財源が確保なされていれば減額または免除することに異を唱えることではありません。ただただ教育のまちを標榜し、子育てに優しく誇れるまちづくりを目指す備前市としてマイナンバーカードの取得の有無でもってインセンティブすることなく、園児の保育料、給食費、学用品費について平等で温かな支援があるべきと思考し、意見を留保させていただきます。

○西上委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

今週中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出願います。

以上で議案第34号の審査を終わります。

続きまして、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 議案第44号につきまして、財源が確保なされていれば減額または免除することに異を唱えることではありません。ただただ教育のまちを標榜し、子育てに優しく誇れるまちづくりを目指す備前市としてマイナンバーカードの取得の有無でもってインセンティブすることなく、児童・生徒の給食費について平等で温かな支援があるべきと思考し、意見を留保させていただきます。

○西上委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

今週中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出願います。

以上で議案第44号の審査を終わります。

続きまして、これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに作成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 それでは、議案第45号、少数意見を述べさせていただきます。

内容ですが、財源が確保なされていれば減額または免除することに異を唱えることではありません。ただただ教育のまちを標榜し、子育てに優しく誇れるまちづくりを目指す備前市としてマイナンバーカードの取得の有無をもってインセンティブすることなく、学用品費について平等で温かな支援があるべきと思考し、意見を留保させていただきます。

○西上委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

3人。ありがとうございます。

所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

今週中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出願います。

以上で議案第45号の審査を終わります。

それでは、暫時休憩といたします。

午後1時27分 休憩

午後2時04分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第35号の審査 *****

次に、議案第35号備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第35号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 これはバスの事故を受けての分だと思いますが、順番にいきましたら36ページ、14条を削除とあるんですが、この14条を見ますと、懲戒に係る権限の濫用、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その他権限を濫用してはならないと。この条文が削除されるんですが、懲戒に係る権限の濫用禁止はどっかに含まれた条文になるんでしょうか。それとも、なぜこれ非常に大事な濫用禁止規定なんで、全く削除してしまってこれの意味がどこにもないのか、その辺教えていただけますか。

○竹林幼児教育課長 こちらの懲戒権に関わる条項ですけども、国の基準等に伴いまして削除になっております。ただ、民法、児童福祉法等におきまして、子供の人権を尊重した上で体罰等の言動の禁止というものは規定されております。

○立川委員 児福のほうで準用するから削除という、民法規定と両方ということですか。存在意義は何やったんでしょう。

○竹林幼児教育課長 従前は懲戒に関わる権限ということではっきり規定というものがされていたんですけども、懲戒という言葉が行き過ぎたしつけを連想させると。そういったことで民法、児童福祉法等でもそういった言葉が削除されたということでございます。

○立川委員 準用規定で児福のほうに残っているよということで解釈をしておきます。

その下ですけど、15条第2項、必要な措置を講じるを云々がありまして、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止のための研修並びに感染症の予防、蔓延防止のための訓練を定期的にということで今度挿入されるわけですが、この定期的にとというのはどの程度を予定されているのでしょうか。我々としてはどの程度で理解したらいいのでしょうか。年1とか年2とか、その辺ありましたら教えてください。

○竹林幼児教育課長 衛生管理等につきまして、今回具体的な研修、訓練等々ということで規定されております。具体的にその回数、頻度というのは決められてはおりませんが、委員さんおっしゃられました年に数回程度ということが想定されるんじゃないかなとは考えております。

○立川委員 これも別途規定をつくられるのでしょうか。防止訓練を定期的にということで取扱規程とか、何か規則はつくられる予定ですか。

○竹林幼児教育課長 特に、具体的にそういった規定を設けることはございませんけども、こちらの基準を参考に各団体において実施いただくということになろうかと思っております。

○立川委員 35ページで第8条の2、安全計画の策定が義務づけられておる条例なんですけど、この当該安全計画に従い必要な措置をと。これを規則で定められるんですか。それとも、義務違反が発生したら、規定によりますと懲罰規程はないんですけど、その辺御説明いただけますか。

○竹林幼児教育課長 安全計画の策定につきましては、昨今の送迎バスでの置き去りの事故等踏まえて各団体で安全計画の策定が義務づけられたものでございます。

特に、別途それについても規定というものはないんですけど、こちらの基準に沿って措置を講じていただくということになっております。

○立川委員 そうしましたら、これの指導監督はどちらの部署がされる予定なんですか。

○竹林幼児教育課長 こちらは市の設置している基準でございますので、市の指導の下にやっておりますということになろうかと思っております。

○立川委員 市の条例ですから市は分かるんですけど、担当部署、所管といたしましたらどこが見られるのでしょうかね。

○竹林幼児教育課長 幼児教育課になります。

○立川委員 大変なことだと思いますけど。特に、8条の3にあるじゃないですか。利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないと書いてあるんですけど、本当にしようと思ったらまたこれ現場も大変なことになるんじゃないかと思うんですけど、それをこども園、それから幼稚園、この規定は乳幼児になっていますから保育園でしようけど、これ見て回るというのも大変

なことになるうと思うんですが、これで人を増やすとか、そういったことは考えておられるんですか。

○竹林幼児教育課長 こちらの規定の範囲としましては、現在久々井へできました小規模保育所のほうが該当してくるようになります。ですんで、市も書類等の確認等もやっていくようになりますので、そういった中で確認もしていくようになるうかと思えます。

○立川委員 自動車の運行に関わるのは今のところ1件だけということによろしいんですね。ほかのこども園とかは全くなかったんですかね。

○竹林幼児教育課長 次に出てきます条例のほうで含まれる範囲になります。

○中西委員 35ページのこの条例そのものの大きな規定ですけども、例えば家庭的保育事業者等とは書いているんですけど、この等というのはどう読めばいいんでしょうか。

○竹林幼児教育課長 こちらの等が含まれる範囲としましては、主にゼロから2歳児を対象とした小規模な施設が該当になります。具体的には家庭的保育事業でありますとか、先ほど申し上げた小規模保育事業、事業所内保育等の事業者が対象範囲になってきます。

○中西委員 備前市内で言えばどこが対象になりますか。

○竹林幼児教育課長 先ほど申し上げました小規模保育所が対象になってまいります。

○中西委員 例えば病院が設置するような院内保育所だとか、そういうものは対象にならないんですか。

○竹林幼児教育課長 そういった施設はこちらの基準の対象ではございません。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第35号の審査を終わります。

***** 議案第36号の審査 *****

次に、議案第36号備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第36号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 この備前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

支援施設等ですけども、これの範疇について備前市で言えばどういうものになるのか、教えていただけますか。

○竹林幼児教育課長 こちらにつきましては、市内の保育園、こども園、それから先ほどありました小規模保育所も同時にこちらの特定というものにも該当するようになってまいります。

○中西委員 たしか備前市の保育園、こども園とか、デジタル化を進めていって書類だとか等々やっていましたよね。その部分とこの部分とはどう電磁的記録のところが重なったり、あるいは離れたりするのでしょうか。

○竹林幼児教育課長 今、園等で進めていますICT化、そういった面で今後園での書類等もシステム等を利用して作成等も考えております。そういったものについても今後こういった規定の対象になってくるものでございます。

○中西委員 前の条例では車にブザーをつけたりして確認をしなくちゃいけないと。このところではそういうのがないんですけど、今全国的にニュースで話題になったのは保育園なんかでの子供の安否確認や、あるいは乗降時の降りていなかった、乗っていたままだった、備前市どもそういうのが多分あったんだろうと思うんですけども、なぜ前のところではあって、ここではそういうのがないのでしょうか。

○竹林幼児教育課長 おっしゃられました保育園、こども園等のそういったバスの関係の安全確認につきましては別途学校保健安全法で規定されておまして、それらにのっとって整備等確認もやっていくということになっております。

○中西委員 そうなると、そこは学校教育法でその保育施設まで包含しているわけですか。

○竹林幼児教育課長 こども園関係がそちらの範疇で、保育園についてはまた別途のほうで包含されている部分でございます。

○中西委員 それで、備前市の場合はそういう安全対策、本人の所在の確認ですよ。ブザーをつけるとか、あるいは何かそういうような類いの効果的な手段は講じておられるのでしょうか。

○竹林幼児教育課長 実際、備前市で通園バスを運行していますのは1園になりますけども、こちらの園につきましては現在お願いしています来年度の予算等をお願いをするような要求をさせていただいております。

○中西委員 今まではそういう手段は講じてなかったと。来年度から手段を講じるわけですけども、具体的にはどういうものを考えておられるのでしょうか。

○竹林幼児教育課長 具体的には国が示していますガイドラインに沿った機器がございます。そちらで国庫補助も適用になりますので、現在具体的にどういう機種をとということには至っておりませんが、ブザーでありますとか、センサーでありますとか、そういった部類の機器になる予定でございます。

○立川委員 その他の有体物について何を指しているのかを教えてくださいませんか。

情報が記載された紙、その他の有体物。例えばUSBとかSDとか、そういったものを指すん

かなあ、何かなあと思ひまして。

○竹林幼児教育課長 今具体的にその他の有体物というのがどういったものを指すかというのは明確にお答えできませんけど、基本的には今現在園で管理しているものは書面にはなろうかと思ひます。USB等については電磁的記録の部類に入るかなと。

○立川委員 後日で結構です。どんなかなと思ひまして。

電磁的記録っていうのが今おっしゃったようにUSBとかSDが入るんですけど、これによくこういう条例では電磁的記録とか電子的とかというて書かれるんですけど、この頃メールとかクラウドから引っ張ったりすることもあるんですけど、それもそん中に入るという解釈をしていいんでしょうかね。

○竹林幼児教育課長 電子メールでの送受信、それからアプリケーションでの閲覧等も含まれているものとなっております。

○立川委員 そういう方法でやった場合も交付または提出処理をしているよという扱いにしますということでもいいんですね、この条文。

○竹林幼児教育課長 そういうことでございます。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第36号の審査を終わります。

***** 議案第47号の審査 *****

次に、議案第47号備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について審査を行います。

議案書82ページをお開きください。

議案第47号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 83ページに候補者の選定というところで括弧に公募によらない理由、これずうっとつらつら読ませていただいたんですけど、一番最後効率的な管理運営が図られるとともにサービス向上が可能となるなどメリットは大きい。この辺の具体的なお話を教えてください。例えばどんな効率が図られるのか、どんなサービスが向上するのか。

○波多野社会教育部長 最後の2行のところの解釈でございますけども、長年の経験がいい場合

と、それから悪い場合、両方あるかと私どもは思っておりますが、現管理者に引き続きしていただくことによりましては施設をよく熟知している面と、単にスポーツ行事を連発して収入のみを図るというよりも、付近には山もあり、森もあり、いろんな土地絡みの管理というのもございます。そういった管理につきましても計画的に人を雇いまして、この場面にはこういう人、この場面にはこういう人というようなシステムができております。

それから、サービス向上につきましても長年の管理によりまして、例えば簡易な修繕をすることによりまして利用者の便宜を図る等々加味いたしまして、メリットのほうが大きいと判断をしております。

○立川委員 本当に慣れていい面と悪い面とあるとは思いますが、私も効率的ということで思い出しました。財産運営も効率的にしたらと一般質問でお尋ねをしたら、この一番上にある理事長さんに叱られまして。あなたの質問らしくないです。職員は一生懸命やっています。指定管理を受けたんやからそういう仕事をするんが当たり前やろと思うんですけど。

それは別にして、なかなかお願いしてもさっきおっしゃったような修繕にしてもなかなか来ないよと。1か月ぐらいトイレのあれが壊れているよ、水が出ないよというのをちょこちょこ聞くんですけど、そういったところの窓口というのは全部管理会社だと思うんですけど、管理会社に言わせたら教育委員会へ言うてくれやとかということもお話があるんで、その辺がデメリットかなと思うんですけど、サービス向上への取組、どういう取組をなさいたいというふうに教育委員会からはお願いをしとんでしょかね。

○波多野社会教育部長 それは教育委員会だろうというようなことがありましたら、誠に申し訳ございません。私どもの教育が悪いからでございます。

1番は、これはあそこに言ってくれ、逆に教育委員会のほうからそれは指定管理だから指定管理に言うのが筋でしょというのは、これが一番悪い効率と私も思っておりますので、情報は常に共有させていただいて、管理会社に来たものについても全て修繕依頼やらということで毎月上げていただいております。それから、後ほど報告させていただこうと思っておりますが、昨夜救急、消防が出たようなこともございましたので、そういった情報共有はすぐ密にして、あちらです、こちらですというのは極力ないようにこれからも私どもも、お互い公社のほうも気をつけていきたいと思っております。

○立川委員 ぜひともお願いしたいと思っております。現にたらい回しに何回かお会いしましたので、お願いをしときます。

その辺が一番デメリットなのかなという思いはしとったんですけど、しっかり使われる方に御指導いただいて、気持ちよく使えるように、気持ちよくお仕事してもらえるようお願いしておきます。よろしく申し上げます。これ3年でしたね。

○波多野社会教育部長 同じです。

○中西委員 この施設管理会社ですけれども、ここに出ているのは当委員会の所管する施設になる

わけです。それ以外にも幾つか多分施設の管理運営を担っていると思うんですけども、この施設管理公社というのは大体職員の方は何人ぐらいおられるんですか。

○波多野社会教育部長 委員おっしゃるように、例えばリフレセンターであるとか、それから八塔寺ふるさと農園とか、そういった他部署にまたがるところも管理していらっしゃいます。全員で47人（「42人」と後刻訂正）と聞いております。

○中西委員 この職員はプロパーの職員はいるわけですか。皆さんパートなり、臨時なり、そういうような方が圧倒的に多いんでしょうか。内訳はどうなんでしょうか。

○波多野社会教育部長 スポーツに限定しての場合でございますが、正規職員は5名ほどでございます。ほかの職員の方はパートタイマーあるいは時給、それから夜間管理人、朝の作業員に分かれております。

○中西委員 例えば備前市の総合運動公園なんか見させてもらって、体育館のトイレはもう既に直っているんでしょうか。

○波多野社会教育部長 大きな修理、もう全部洋式化してしまうというようなことになりましたら私どもが担当いたしますが、軽微な修繕は管理公社が行っております。特に、トイレ等は利用者にとっても重要なところではございますので、私自身が今確認はできておりませんが、修繕というと最も早く直さなければならないところと感じております。

○中西委員 私は何かのときにこのトイレの件は申し上げたことがあるような気がするんですけども、あそこのトイレは洋式化が必要なんじゃないかと。私が使ってみても段差があって障害者の方は使えない。体育館の中の障害者の方が使えるトイレでウォシュレットをつけるというような、ただあのスペースでは多分難しいと思うんです。スペース的に取れないと思うんです。私が使ってみてそう思ったんですけども、そういうことは恐らくこの備前市の施設管理公社の方は私よりも詳しいと思うんです。そのことが行政のほうにはどのように、そういう使用、利用されている方の声が行政にはどのように届くようになっているんでしょうか。

○波多野社会教育部長 一番は管理公社が現場におるわけですから、例えば投書あるいは御意見箱等を使いまして、その意見は私ども担当課に届くようになっております。

また、市役所全般の御意見箱のほうは直接秘書から市長経由原課ということもございまして、そちらを利用していただいても結構でございます。

指定管理者に届いた意見は、全て今社会教育課に上がってくるようにはなっておりますので、届いてないというようなのがありましたら私どものほうに申し出ていただければと思います。

○中西委員 一つの例ですけども、トイレについてはこの指定管理者からは教育委員会に声は上がっていないんでしょうか。

○波多野社会教育部長 全く洋式トイレがないときには予算の許す範囲では必要ではないかというような話は上がってきておりましたが、今現在洋式トイレ自体は全部ではありませんが、設置はしておりますので、そこから先は申し訳ないんですが、もうトイレよりもっと重要な欠陥と

か、修繕とか、故障のほうから優先的に上がってきている状況ではあります。

○**中西委員** あのトイレ以上にほかの優先順位が上というのは私も伺ってびっくりしましたんで、これはまた総合運動公園全体の問題として考えていく必要があるんじゃないかなと思います。ただ、私は恐らくそういう声、あのトイレについて絶対施設管理公社に私はいつていると。こっちに来てないというのが何となく理解ができないところです。また、一度それは検討したいと思います。

○**青山委員** 先ほどトイレの問題もありましたけど、照明、LED化を学校等で進めるというようにやらせとんですけど、例えば日生の体育館先日使用しているところを私も訪ねたんですけど、聞きましたらあそこだけがまだLED化されてないということであつたんですけど、何かそれは伝わっていますか。

○**西上委員長** 青山委員、LEDはこの件に関しては関係ありませんので。お願いします。指定管理の指定について。

○**青山委員** すいません、逸脱しとったかもしれませんけど。

この施設なんですけど、何か目的というのは、例えばこの施設は大会とかイベントを中心にやる、あるいはここは一般の市民の方が使いやすいようにするとか、そんなようなことというのは何か管理公社との打合せとか、そういうのはできとんですか。

○**波多野社会教育部長** どの施設も一般使用もしていただいても結構ですので、例えば広い体育館の中でバドミントンを2面ほどしていただいても構いませんし、岡山県レベルの大会をしていただいても構わないわけで、例えばこの施設が大会に適しているかどうかとか、この施設はどう考えても個人向きだというのはもう利用者なり、大会の主催者の判断にお任せしているところであります。

○**青山委員** どこでもできる規定で、公式戦でもできるところはやっただきやいいと思うんですけど、これからいろんな整備をしていく中でどこも同じような整備というんじゃなくて、大会やイベントに関してここは中心にやっとうとか、そういう全体的なことも一度考えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○**西上委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第47号の審査を終わります。

***** 請願第5号の審査 *****

次に、請願第5号マイナンバーカードの有無による教育の機会均等を妨げる施策をやめ、未来の備前市を支える全ての子どもに平等な教育支援を求める請願についての審査を行います。

本件については執行部への質疑だけではなく、委員間討議を実施いたします。

まずは執行部への質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 この請願者は署名を集めておられるわけですが、なかなか市長はお会いできないと。約束したことも記憶にないと、お間違えじゃないですかというようなことがありましたけれども、50歩下がってどうでしょう、執行部におかれましてはこの請願者の方たちとお会いする御予定はありませんか。教育委員会部門で別に構いませんので。

○石原教育振興部長 今、私の立場で何かを申し上げられることはございません。

○中西委員 じゃあ、署名持ってお会いしたいと言えば、それはその状況によってお会いしていただけるということなんです。

○石原教育振興部長 今、明確なお答えをすることはできません。

○中西委員 分かりました。今、明確な御答弁いただかなくても、また改めて会の皆さんがお会いしたいという御希望が出てきましたらぜひお会いしてお話を聞いてあげていただきたいと私はお願いをしておきたいと思います。

○草加委員 現在までに総務省や文科省などといった国などの機関からこの件に関しまして行政指導などありましたでしょうか。

○竹林教育総務課長 そういった指導的なお話というのは一回もございません。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、執行部への質疑は終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、委員間討議を実施いたします。

本件につきましては、委員間で討議を実施したいと思います。

本件について各委員からの意見をお聞きしたいと思います。

○奥道委員 私はこの請願の書面をずうっと拝見しました。私自身が自分の人生の中で様々な形で教育に関わらせていただいたという経験を持たせていただいた、その上でどうしてもこの趣旨の中のところが自分の中ではすとんと落ちない。残念なんですけれども、そこは自分の経験がどうしてもそこはすとんと理解し切れていない。もちろんここに書かれてある方の思いとか、あるいは考えとかということのを全面的に支持できれば私もそうだなと思えるわけですが、私が今思えることというのはさっきの議案第44号、議案第45号のところでは条例に対して賛成という立場をさせてもらいました。その部分も含めて考えれば請願に込められた思いというのはよく

分かるんですけども、これについては一番最後のところ、平等な支援というものは大切にしていかなければいけないのかなあという部分では思っております。したがって、この文章の趣旨はよく理解させていただきたいとは思っていますので、趣旨採択というふうな方向を皆さんにお考えいただいたらどうかなあとは思っております。

○西上委員長 平等な支援をしてあげなければならないというようなことでございますけれども、ほかの委員の皆様はどのようなお考えでしょうか。

○青山委員 先ほどの議案の審議のときにも申しましたけど、このマイナンバーカードと教育の平等性というのをひもづけするというのが私は間違っているんじゃないかと思っております。いろんな事情で十分な経済の裏づけのあるその教育を受けさせてあげるといようなことができない方もおられる。そういう経済的な援助についてもしっかりと市のほうは行うべきじゃないかなあと思います。教育の平等性ということで採択をしたいと思います。

○西上委員長 マイナンバーカードが教育の平等性には間違っているとのことです。

ほかの委員の皆様の見意見を頂戴いたしたいと思います。

○草加委員 この請願趣旨を確認しますと、気になる点が2点ほどございました。1点目は、マイナンバーカードを取得していなければ納付、有償ということになります。マイナンバーカードを取得している者と取得していない者で納付免除に差があるということが教育基本法第4条、教育の機会均等に反し、新たな差別を生み出すことになると主張されていまして。そこで、教育基本法第4条を確認すると、2項、3項は本件に該当しないため、第1項に反するののかということが問題となりますが、そこには全て国民はひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと規定されています。

請願者は、マイナンバーカードを取得したくないという信条を持つ者はカードを取得しないことで給食費等有償となることが差別に当たるため、違反だという解釈をなされているのだらうと思いました。私も子育て世代であり、子供を養育しておりますが、マイナンバーカードを取得したことで国、市からもポイントが付与され、大変生活の助けとなっております。ですから、市長が先日の一般質問の答弁で述べられたように、マイナンバーカードを取得することで給食費等が無償化されることはインセンティブであると考えています。

元来、給食費等有償であるため、マイナンバーカードを取得し、インセンティブを得て給食費等が無償化するのか、マイナンバーカードを取得しないで給食費等有償とするのかは保護者の判断に委ねられているので、教育上の差別には当たらないと考えます。よって、教育基本法第4条には違反していないと考えました。

2点目は、任意取得であるマイナンバーカードの世帯全員の取得を要件とすることは市民の人権を無視し、かつ不平等な施策となっておりますとの主張ですが、正直言って私はこれをどのような人権を無視しているのか、なかなか理解することができなかったので、私なりに給食費等の支

払いが難しい世帯にとってマイナンバーカードを取得しなければ給食費等が有償となるため、カードの取得を強要されると解釈しました。実際にそのような世帯にとっても一律にマイナンバーカードの取得が無償化の要件になるのか、担当課に確認したところ、今回の施策により国の免除制度に基づく要保護、準要保護への就学援助の対象となる方は対象外であるとのことでした。つまり経済的に厳しい世帯にはマイナンバーカードの取得の有無に関わらず4月以降も給食費等は無償であるとのことでした。ですから、今回の施策においては先ほど述べた教育基本法第4条には違反していないという考えと同様に、一定の経済力のある保護者が本来負担すべき給食費等をマイナンバーカード取得するかどうかについて自ら判断することができるため、機会の平等は保障されていると考えています。その結果、児童・生徒が平等に教育を受ける機会について直接に影響はないと考えます。よって、市民の人権を無視し、かつ不平等な施策となっているとは言えないと考えました。

以上のことから請願趣旨について賛同できないため、請願事項についても認めることができません。よって、私はこの請願については不採択の立場を取りたいと思います。

○西上委員長 1点目の保護者の判断だということと、2点目の支払いは経済的に厳しい方は4月からも無償だというようなことがよう分かりました。

○中西委員 奥道委員に一つお伺いしたいんですが、趣旨採択するに当たってこの最初に述べられた趣旨について少し納得できないところがあるとおっしゃられたんですけど、どういうところが納得できないということなんでしょうか。

○奥道委員 先ほど、草加委員もおっしゃっていましたが、教育基本法第4条の教育の機会均等に反する新たな差別を生み出すという言葉が書かれてあるんですけども、私ここが自分では理解できなかったという、そういうことです。新たな差別というところは理解できなかったということです。

○中西委員 新たな差別を生み出すことというところが理解できなかったということはよく分かりました。

○西上委員長 草加委員の先ほどの御意見について、ほかの委員の皆様よろしいですか。

○丸山副委員長 草加委員が給食費のことを言われていました。本来は学校給食法によって有償であるよってということですので、それをもう本当に各自治体でどうするかということについて今回の一つ例に取ってもどういった家庭の状況があるかというのは分かりませんが、有償化ってということもうたっております。ですので、話が前後しますが、この趣旨に対して先ほど差別のことも書いておられましたので、私的には不採択ということだと思っております。

○西上委員長 それを踏まえ、ほかの委員の皆様どうお考えでしょうか。

○立川委員 議案のところでもお話をさせていただいたんですが、この請願を読みますとなるほどおっしゃるとおり腑に落ちない点、これはどうだろうなあと。新たな差別についても申し上げましたけど、子供の中では多少出てくる可能性があるなど。あの子持っていきよるで、この子は

えんよ、それ見たときに児童心理の中で出てくる可能性もあるのかなあ、懸念はあるなという思いをしております。

先ほど来おっしゃっていましたが、教育基本法、これ僕一般質問で全文を読ませていただきましたけど、こういうこともあるよという考え方の一つとして捉えれば、この要旨の中これ1個ずつ詰めていくのではなくて、最後の請願事項にまとめていらっしゃいますが、マイナンバーカードを取得していても取得していなくてもということで園児の保育料、児童・生徒の給食費、学用品について平等な支援というところを求めているわけですから、これはこれで請願事項とすれば成立するのかなあと。中身の解釈の差はあるでしょうけど、方程式で解かれたのか、我流で解かれたのかは別にして、導き出した答えはこういうことなのかなあと。皆さんが一緒になってこういうことは御勘弁いただきたいと、平等な支援をお願いしたいと、ごく普通の要求かなと理解はしております。

意思表示は後ほどさせていただきます。

○中西委員 私先ほど草加委員のお話を聞かせてもらって大変興味深く聞かせていただきました。といいますのは、これは保護者の判断だと。しかし、無料にするのは市の制度として条例を制定して、いろいろ経過はあるとしてもそういうことになるわけです。備前市はどういう判断をしたんかというところ、こういう条例をつくるということにはなったわけですが、保護者の判断に任せただけじゃなくてこういう制度をつくり出すということをつくったわけですから、これは備前市が責任を持たなければいけないところだと思うんです。低所得の人については今までどおりというところがありましたけど、これは当たり前で、そんなところでもしマイナンバーとひもづけたりしたら、これは文科省に叱られるところだろうと私は思うんです。

一番大切なのはこの請願事項でさっき立川委員が言われましたけど、マイナンバーカードを取得していても取得していなくても平等な支援を求めます。つまりみんな無料であればいいわけですよ。そこを草加委員は否定されるのか、マイナンバーを持っている人じゃないと無料になりませんよというのか。私は備前市の子供たちはひとしく平等に教育を受ける機会があるし、受けるべき制度をつくってあげるべきだと思うんです。そこに何で関係のないマイナンバーが入ってくるんか、私は理解ができません、論法はね。

何度も教育委員会には言いましたが、不利益の問題を考えていくとこれはいろんな法律に抵触してくるものだと思うんです。そういう意味で、私は全ての子供が無料であってほしいと、こういう思いでいっぱいです。マイナンバーカードを持っている子だけが保護者の判断で無料になりますよじゃない、本当はそうあるべきじゃないんですか。難しい制度をつくって、誰が読んでもなかなか分らんような仕組みを考えて見せられてももっとシンプルなもんじゃないですかね。子供たちが、私は全ての人に無料になってほしい。

だから、去年の3月定例ですか、市長が提案されましたけど、私は大いにそれは賛成をさせていただきました。私の基本は全ての子供たちが無料であってほしいと。しかし、草加委員の話を

聞いていると個人の判断でマイナンバーを持っている子だけが無料になるのは別に構わないんだと、ここには私は大分開きがあるんじゃないかなと私は思います。あまり難しい論議はないんじゃないかなと思っています。

だから、これを求められれば私はもう採択してあげるべきだと思います。この請願事項になかなか反対なんて私はそんな勇氣はないですね。

○土器委員 私は行政の事務の効率化、それからマイナンバーが増えれば今言う助成金等が何年か増えるような形を聞いています。そうやって増えたお金で福祉関係あるいはほかに使えるのではなからうかと思えます。

それから、最後のところ、マイナンバーカードを持っていなかったらとあるんですが、7条じやったですね、市長判断でいろいろな枠を。そこで私はかなりのことができるんじゃないかならうかと。そうすれば、子供たちが平等な形はできるんでなからうかなと思っています。そういうことで意見を言わせてもらいました、議案のときにね。

じゃから、同じような子供がおって、カードを持ってなかったら何も買えない。これ見たらある意味でもかわいそうですね。大人の信念でいろいろやっていることじゃけど、子供には直接関係ないと思うんですね。じゃから、子供の場合平等なできるような形を考えてもらったらいいと、市長判断のところでできるわけですから。

以上です。それで、私はこの請願は不採択。

○西上委員長 不採択という意見でございます。

○中西委員 丸山副委員長はどう言われたんです。聞き取れなかったんですけど。

○丸山副委員長 草加委員が言われた給食費は本来は有償であったってということですね。それは学校給食法に基づいても有償であったと。それに戻すだけというか、それはもうもともと有償であったと。そこへ戻すだけのことなんで、別にカードどうのこうのとかということよりは、関係ないですね、そこへ有償のところへ戻すだけであれば。だから、このカードとか無償化でっていうような感じの言い方になると違うなっていうので、自分の中では反対ですっていう言い方です。

○中西委員 私はあまりこれ以上論争したくはないんですけども、今年は無料なわけです。それが有料になる。有料になって減免規定ができて、規則でマイナンバーをひもづけするということになっているわけです。今の話とは大分話が違うんじゃないかというような感じを私は受けます。たくさん人がそれを見て聞いているわけですから、そのことはどうなのかというのは分かると思います。

ただ気になったのは、さっきの私が聞き取れなかった不採択と採択というのはなかなか不が入るかないかで聞き取りにくいんで、私は採択と聞こえてしまったんで、えっと驚いて聞き直しただけです。

○青山委員 いろんなお考えがあるというのは理解できます。ただ、このマイナンバーカード、

先ほども条例は通ったわけですけど、ここの趣旨をしっかりと理解して、この請願によってこれからどうするかというようなことをしっかりと委員も考えていけるようにしたいなと思います。その点からも請願採択して思いをつなげていていただきたいと思います。

○西上委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより請願第5号を採決いたします。

なお、採決はまず趣旨採択について行い、趣旨採択されなかった場合は採択について採決を行います。

いま一度申し上げます。

採決については、まず趣旨採択について行い、趣旨採択されなかった場合は採択について採決を行います。

それでは、採決いたします。

趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

1名です。

挙手少数でありますので、本請願は採択について採決いたします。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

3名ですね。

挙手少数でございますので、請願第5号は不採択と決しました。

続いて少数意見を留保される方の発言を許可いたします。

○青山委員 子育てに優しいまち、教育のまち備前を標榜する備前市が誇るべき全ての子供に平等な教育支援であり、少子化対策にもあります。このことに鑑み、マイナンバーカードの取得の有無に関わらず平等な教育を受けられるようお願い、意見を保留させていただきます。

○西上委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がおりますので、少数意見は留保されました。

今週中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出願います。

以上で請願第5号の審査を終わります。

***** 報告事項 *****

それでは、所管事務調査に先立ち執行部からの報告事項をお受けいたします。

1件ごとに質疑を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○波多野社会教育部長 昨日、19時30分頃、備前市の三石運動公園の照明設備から煙が出ているという通報がありまして、施設管理公社の諏訪局長、それから職員的那須さん、それから東

備消防、備前警察署に現地の方に行っていました。

野球の方が利用されていたのと、それから夕方から利用されていたソフトテニスの方がいらっしやったということで、野球場のほうは照明が落ちることなく利用できていて、煙も出ていなかったの、原因はテニスコートの照明のキュービクル内の出火というようなことで東備消防に限定していただきました。

昨夜はもう利用は丁重にお断りいたしまして、現場の点検、立会い等に職員が立ち会いました。本日、日が明けまして8時30分頃から電気業者、それから中国電気保安協会の方にも立ち会っていただきまして中を開け、本電源の前の予備的なバッテリー的なものから出火し、それは経年劣化によるものということで限定され、その原因となった経年劣化しているものと配線のほうを全て電気業者によっと取り除いていただいて、今は電気の照明については直に照らすことができるということでしたので、昨夜だけということで、本日の夕刻からまた利用のほうは無事再開するといったことになっております。今後は、その予備的な電源が必要であるかないかというようなところを検証いたしまして、施設の安全な活用に努力していきたいと思っております。

それからもう一点、先ほど中西委員にお答えした施設管理公社47名というふうにお答えいたしました、そのうちの5名は外部の職員、プールの指導者の外部の職員が含まれておりましたので、管理公社自体の職員は42名ということで訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○西上委員長 本件に対しまして質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 三石の運動公園ですけども、大変夜いろんな方たちが御苦労されて、本当に御苦勞さまで。ここについては例えば防犯カメラだとか、あるいは施設を管理、監視するような、そういう監視カメラとかのようなのはついているんでしょうか。

○波多野社会教育部長 遠隔で監視できるようなものはありません。三石の公民館の職員が一部受付等を手伝っていただいて、帰られた後は何かあれば管理公社が駆けつけるというような体制に今なっております。

○中西委員 今回ののは何かの原因で発火したんでしょうけども、そうじゃない場合もありますし、自然発火というのものもあるかも分かりませんが、一定程度そういう施設を監視カメラぐらいで、全部が全部覆うということはないかも分からないんですけども、器物の破損とか考えられますので、私はつけておいてほうが原因究明も含めていいんじゃないかなというような感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○波多野社会教育部長 発火というほどでもないんですけども、いつぞやトイレの水道が出しっ放しで大変な水量になったり、それから出しっ放しの上に凍結して水道管が破裂したりということもございましたので、カメラを含めそのあたりの即現場に駆けつけることというのはどなたかが通報していただかないと駄目なんです、原因究明、いたずらあるいはそういったことについては有効な手だてではないかと思っておりますので、検討させていただきます。

○西上委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに報告はありませんか。

○谷口小中一貫教育課長 卒業式におけるマスクの取扱いについて報告をさせていただけたらと思っております。

児童・生徒及び教職員については式全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本としております。ですが、国歌、校歌の斉唱や合唱、それから呼びかけなんか行うときにはマスクの着用などの一定の感染症対策を講じた上で実施するということになるかと思えます。

それから、来賓でおいでいただく方につきましては、マスクの着用をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

○竹林幼児教育課長 保育園、こども園関係につきましては、3月16日に卒園式を予定しております。園では従前から一律にはマスクの着用は求めておりませんでした。こういった通知も受けまして、園児等は式典を通じてマスクを外すことを基本とさせていただきます。

また、来賓、保護者の方にはマスク着用の御協力をお願いすることとしておりますので、委員の皆様にも御参加のほうよろしくお願いいたします。

○西上委員長 本件に対しまして質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 さっきマスクのお話で御報告がありました。卒業式だけの対応ですか。卒業式、卒園式、その間にマスクを外しましょうという期間が来るんですけど、入学式のほうについてはどうなんですか。

○谷口小中一貫教育課長 先ほど申し上げたのが卒業式のお話ということで御理解いただけたらと思えます。

入学式についてですが、まだ国や県から正式な通知というものは来ておりませんが、今の範囲の中でいきますと4月1日からは学校におけるマスク着用の見直しというところが示されておりますので、そこがベースになるのではなかろうかというところではありますが、また後日国や県のほうからそういった通知が来る可能性はあるかなと思っております。

○竹林幼児教育課長 保育園、こども園関係につきましてはの現状の取扱いで着用は一律には求めていませんので、基本的にはそういった方向での対応になるかと思えますけども、今後何らか通知等あれば参考に対応をしていきたいと思えます。

○立川委員 小・中については4月1日以降また動きがあったらお知らせというところで、幼稚園とこども園さんについては基本的にオーケーよと、ノーマスクよというところだと解釈しましたが、基本的にというところがくせ者なわけで、これ各園の裁量というのは認められとんですか。例えばAのこども園では増えたから、インフルもあるからマスクしようねということで園長は指示を出してというふうな裁量は認めておるんですか。というのは原則というお話だったので、その辺はどうですか。

○竹林幼児教育課長 各園ごとに一律に指導といったことはやってはございません。御家庭の保護者の方の判断等で状況を見ながら着用等もしていただいているというところでございます。

○立川委員 個人の判断というのは大変よく分かるんですが、今課長は基本的にということではないよと。例えばイレギュラーで言いましたけど、インフルがはやり回ったんでしょうねとか、そういった指導はあると思うんですよ、当然。なければいいですけど、もうそれも自由よというんであればいいですけど、そういう決定の裁量は園に任せるとんでしょうかというところをお聞きしたんですが、その辺はどうですか。

○竹林幼児教育課長 インフルエンザが昨今はやっているのは承知しております。各園でそういった状況を見ながら園の判断でお願いするというのもあろうかと思えます。

○立川委員 それを早うに言ってください、時間があれですから。

園の裁量でやりますよと、基本的にはフリーですよという考え方でいいわけですね。また、変わったことがあったら当然のことながら来賓の先生方もいらっしゃるわけですから、変われば早くお知らせをいただけたらと。もうこれはお願いしておきます。

○青山委員 1点確認なんですけど、3月11日が中学校の卒業式になると思うんですけど、国のほうでは3月13日からマスクの自由化をうたわれていますけど、11日から先ほどのようにされるということによろしいんですかね。

○谷口小中一貫教育課長 国民全体としては3月13日から着用は個人の判断ということになりますが、卒業式に関してというところで、卒業式だけというところで先ほどの説明というようなこととなりますので、よろしく願いいたします。

○西上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに報告はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で報告事項を終わります。

教育長に御入室いただくため、暫時休憩といたします。

午後3時22分 休憩

午後3時39分 再開

○西上委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 所管事務調査 *****

次に、所管事務調査を行います。

発言を希望される方の発言を許可いたします。

○草加委員 先日、ある団体の方から民間会社がゲノム編集トマトの苗を2022年から全国の福祉施設へ、2023年から全国の小学校へ配付する計画を発表しているが、安全性が確認されていないゲノム編集トマトの苗の配付に対して教育委員会への要望書と参考資料を送付すると聞

いたのですが、それらの書類は届いておりますでしょうか。

○竹林教育総務課長 窓口でそういった旨の書類はお預かりしたと聞いております。

○草加委員 それに対して現時点で何か考えられていることはありますか。

○竹林教育総務課長 現時点におきましては、頂いた文書にあるような会社からの依頼的なものもまだ何もない状況であります。そういった心配をいただいての要望として捉えておりますが、実際にそういうことが起こってない状況でありますので、まだ安全性が確認されていないかどうか、そういったことも全く情報がない状況でございます。依頼をそもそもまず受けてないというのが大前提でございますし、万が一あったときにはその内容が現時点では分かりませんので、精査して対応を考えたいなと考えているところでございます。

○立川委員 教育長にせっかくお見えいただいておりますので、お尋ねをしておきます。

I Bのほうで教育長も折に触れすばらしい教育ですということでお聞きをして、この前部長の御説明もございまして理解したつもりではおるんですけど、この前最後もおっしゃっていましたが、とてもすばらしい教育なんですよと。単純に考えて本当にそんなにすばらしい教育であれば例えば県教委が採用するとか、中身が学習指導要領の中でやるということもお聞き、納得をしとんですけど、何でそういうところが取り組まないのかなあ、何かうがった考えですけど、弱点みたいなんがあるのかなあというところで、デメリット的なもんも後ろ向きですが、お聞かせいただけたらと思ひまして。

○松畑教育長 御質問いただきありがとうございます。国際バカロレア教育、いわゆるI B教育ということで一般の方々にはなじみが薄いものですので、いかに、すぐに全体を理解してもらうのは難しいのは承知しております。

文科省が推奨していて、全国にもう200校近い学校、小・中高、公立も含めて進んでおりますので、ぜひ進めたいということで私たちは県の教育委員会にも話をしました。おっしゃるように県が推奨しているかどうかというのは一つの問題です。数年前から県は検討しているんです。ところが、県は御承知のように公立の高校が中心ですので、高校生を対象にしたDPと、プログラムといいますけども、高校を中心にしたプログラムについては非常にさらに高度で予算も非常にかかるんですね、図書を何冊ぐらい備えなきゃいけないとかなんとかという条件その他も厳しくて。県立高校としては本当にそこまで検討はしたんですけども、非常にすばらしい内容でしたけれども、予算のことやいろいろなことがあって今のところは保留状態ですということで、I B教育そのものは非常にすばらしいので、備前市で小学校、中学校を中心にやられるんだったらいいことじゃないですかということはおもう2か月ぐらい前だったでしょうか、話をしております。

ということですので、県も国も大変重要で、大切なものですから、要するに文科省が進めている子供中心の学びを育てる、今までどうしても教師が中心の教育になって、この厚生文教委員会でも話をさせていただきましたように、教師中心の教えられる教育から生徒中心の学びたいものをどんどん自主的、共同的に学んでいくような教育へという、その全体的な文科省の姿勢と全く

とっていいぐらい一致してるんがIB教育ですので、そういう意味で全ての子供たちにとって大切な教育で、一部のエリート教育的なものであったり、非常に単なる不登校やいじめ、落ちこぼれ対策のようなものでももちろんございません。全ての子供にとって全ての子供の個性をうまく引き上げて、できる子供や、いろいろなものができるなりに問題点を克服しながら自主的に学びが好きになり、学びが進んでいくようなプログラムですので、その辺をしっかりと御理解いただければありがたいと思っています。

○立川委員 探求学ってというのは熟語で理解をしとんですけど、そんなにすばらしいのに例えば岡山市であったり、倉敷であったり、岡山は御存じのとおり教育復権を目指しておりますので、取り組まれないのかなあという単純な疑問で。今、県教委のほうをお聞きしたら高校中心やから遅れているよということの御説明で、なるほどなと納得はできたんですが、同じように公立関係、岡山であったり、倉敷であったり、大規模と言われたらそれまでかも分かりませんが、これそれを考えたみたときに御説明いただいたように教員さんの研修、フォローアップ、いろいろなところがネックになるのかなあと。

例えば一生懸命頑張って研修受けられて、さあといったときに転勤ですよとか、そんなところがネックになっているのかなあと思ったりしたんですが、そこら辺はどういうクリアの仕方されるんですかね。

○松畑教育長 おっしゃるとおり、人の問題は特に何事でもそうですけど、大きいですよ。県立学校というのは県の人事で動きますから、3年なり5年で普通替わってきます。それは課題の一つですけれども、チーフコーディネーター的なものも各校に1人ずつは置いて一貫性、継続性を大切にすることと考えておりますし、来年度からは全ての教員、校長、教頭はもちろんのこと、全ての教員がそういうIB教育についても研修をしてもらってどんどん進めていくという形になっていますので、3年後ぐらいにできたら認定を目指して、来年から少しずつ勉強しながら進めていくということですので、おっしゃるように教える人の問題というのは大きいので、これは市で採用すべきものは採用し、県の人事で相談をしながらできるだけ優れた教員ができるだけ長い期間IB教育に携わることができるように努力をしたいと思っています。

○立川委員 そうだと思います。だから、環境的に私学であればある程度教師も固定しますので、3年で替われとかというのは兄弟校とか、姉妹校とかであれば可能性はありますけど、まず固定しようと思えばしやすいですけど、公立の場合はどうしても転勤とか、3月、もうちょっとしたらあの先生どこへ行ったのかなとかというような新聞記事が出るぐらいで、なかなか異動というのがあれなんですけど、その妙案とかというのはあるんですか。例えば県教委で備前市内の先生は動かすなよとか、そんなクリアの仕方ってあるんですかね。乱暴ですけど。

○松畑教育長 おっしゃる気持ちもよく分かるし、私もできるだけそういう努力はしたいとは思いますが、そういうことは少なくとも公にはできないというか、すべきでないというか、難しい問題ですね。ですから、いろいろなことを通してできるだけ長い期間同じ学校じゃなくて備前市

の別の学校に移してもらうとか、ほかの市じゃなくて。というような多少の融通は取る可能性はあり得ると思っています。

○立川委員 本当に今のお話聞いても校長以下教員さんとか、研修に行かれた後の学校の留守番、穴が開くとどうしても誰かが埋める、今の働き方改革で一生懸命やっているのにまたあの先生勉強に行くんやて、私らというふうなマインドもあるんで、それを一番私気になってコンセンサスということで聞いたんですけど、その辺本当に現場よくお願いしたいなあとは思うんですけど、いかがですか。

○松畑教育長 立川委員が前にも発言されたのはよく承知しております。特に最初の年度の勉強期間というのは夏休みに研修を受けますので、直接子供たちの授業に影響はない期間に勉強してもらうという形です。ですから、先生が出張その他でいなくて子供に自習やいろいろなものを強いるような、そういうことがないように努力はしたいと思っています。

○立川委員 先生にも少しぐらいは夏休みあげてくださいよ。夏休み勉強せえ言うたら怒る先生もいらっしゃるんじゃないですかね。

それは別にして、本当にそういうふうにお聞きしとったんですけど、なかなかそうはいいながらも課題を持って帰られたり、自分でされたりというときにはどうしても時間を取られたり、そこら辺が一番怖いのかなあという思いであったんですけど、今教育長3年ぐらいで一つの形とっておられるみたいですけど、これその後というたらおかしいですけど、次のステップとしてそのサーベイがあるわけですよ、何年かたったら。ステップアップをしながら、サーベイを受けながらというところになるんですが、これ一旦導入といったらおかしいですけど、このIBに変えるとどのぐらいのスパンで考えたらいいんでしょうかね。例えばもう5年でやめたとか、そんなことも考えられるんですけど、大体どのぐらいを一つのスパンとして考えたいらいいんですかね。

○松畑教育長 私は5年、10年、20年と基本的にはもう続いていくものであるべきだし、またそれだけの意味のあることだと思っています。いろいろな予算の都合とか、人的な問題とか、物的な問題で難しさが出てくることはあり得るけれども、それを乗り越えてやるぐらいの覚悟で10年、20年と教育というのは続けてやらなきゃ意味がないと基本的にはと思っています。それぐらいの意味があるもんですので、そういう努力をしたいと思っています。

○立川委員 継続性が一番の問題になるんですけど、それが一番得意な備前市ですから、しっかりお願いをしておきます。

○青山委員 やり出したら課題があると思うんですけど、コストの件でお聞きしたいんですけど、ネットで調べてみますと大体年間約1万ドルというドルで出とんですけど、この年会費を支払う必要があるということなんですけど、これ1校につきなんでしょうか、それとも全部の小・中学校でやられるということになると15校分を支払うようになるんですか。コストの面で教えてください。

○草加教育振興部次長 シンガポールドルになりますけれども、候補校年会費でいいますと1万3,500シンガポールドル、それから認定校になりましたら小学校単価でPYPと呼ばれるもので1万1,300シンガポールドル、中学校段階のMYPと呼ばれるもので1万1,945シンガポールドル、当然ながら為替レートに左右されますが、昨年中一番高かったレートで申しますと105.4円、これは各校ごとに必要になります。ですので、令和5年度、日本円、日本円で150万円程度になります。1校当たりです。候補校年会費としての1万3,500シンガポールドルでございます。

○青山委員 いつまで払うようになるんですかね。認定校になったらもうずっと払い続けるということになるんですか。

○草加教育振興部次長 候補校期間につきましては候補校である間ずっと、それから認定を受けました認定校年会費として毎年かかってまいります。

それから、若干先ほどの説明を補足をいたしますけれども、年会費としては先ほどの費用ですけれども、教員がワークショップに行く研修旅費、それからワークショップの受講料、それから申し上げますとおりシンガポールドルでIB本部への送金になりますので、海外送金の手数料というものも発生してまいります。

○石原教育振興部長 山本議員の一般質問に答弁を申し上げておりますところを念のため申し上げます。

認定に係る経費につきましては、新年度関心校としての期間における学校管理者、コーディネーターのワークショップ参加費や旅費、候補校の申請手数料、候補校の年会費などが想定され、1校当たり約270万円が必要になります。

また、候補校の申請後は教員のワークショップ参加経費と旅費が必要となり、認定校申請後も認定校としての年会費やワークショップ参加経費と旅費で年間約200万円が必要となります。認定後、5年ごとに実施される継続認定訪問時、認定を継続していただけるかどうかのコンサルタントの訪問に係る国内旅費もございます。こういった経費が必要になるということを答弁申し上げますので、一般質問の答弁の内容を補足させていただきました。

○青山委員 委員長、今言われたの全部把握できんですけど、3つの段階がある。そのうち、小・中ですから2つになるわけですね。それを継続する、いろんな諸費用も要ということで理解をするんですけど、例えば認定のほうだけで年間4,050万円ほどかかると。これ毎年払い続ける。そのほかに研修等で3,000万円とかというふうな、ほかにもいろいろ言われたんですけど、一覧表を出してもらえたらと思うんですけど。

○石原教育振興部長 予算決算審査委員会での予算審議もございますので、それまでには準備をさせていただけたらと思っております。

○谷口小中一貫教育課長 先ほどの立川委員への教育長の答弁の補足を一部させていただけたらと思っております。

先生方の転勤に伴ってというところで、せっかく育った先生がというところが一つあったかと思えます。今おられる先生についても研修を深めながら教員としての資質の向上を図っていくというところあると思えます。新しく赴任されてこられた先生におかれましても、先進校では毎年研修を通じてI Bの教育について理解を深めていくというようなことで、そういう継続のサイクルを回していくような仕組みづくりにもなっております。

それから、研修についてですが、今も各学校では校内の研修であるとか、それから各教科で研究指定が当たって研究しているようなこともございます。そういった今やっている研修の時間の枠組みの中なんかに組み込みながら、少しでも先生方の新たな負担というよりはかかるとしてはいる研さんを積む時間の充実を図っていくというようなことで進めてまいれたらと思っております。

○立川委員 そういうサイクルで回ればいいなあと思えますけど、ちらっと申し上げたけど、なかなか若い先生が来てくれそうにないというか、評判はすこぶるよろしいから大変だと思いますけど。

そういったサイクルでしっかりお返しいただけるように、どうですか、そこら辺も大丈夫というたら失礼ですけど、どこら辺の先生、例えば我々に近いような先生が頑張ってもらえるのか、若手ぐらいの先生が一生懸命やられるのか、いつも学校関係でICT入れてもそうですけど、研修しても我々に近い年代の先生やったら後ろのほうでこうやってされている先生もいらっしゃいますし、若手ですと前のほうで一生懸命やっておられる、俗に言う温度差、これが気になりますので、その辺どうですか。温度差を埋める努力といたしますか、何か方策考えておられますか。

○谷口小中一貫教育課長 各校にコーディネーターの先生、I Bの関係のことを校内で中心になって取り組んでくださる先生の位置づけをして、その先生なんか管理職の先生とも一緒になって各学校のO J Tを回していくような、そういう仕組みづくりになればということで計画をしておるところです。

○立川委員 そうなったらいいですね。オン・ザ・ジョブ・トレーニングもあれなんでしょうけど、ICTのほうで以前から見させていただきましたら、若手の先生はポケットマネー使ってマイクロビットも導入されて一生懸命やっておられる先生がすっといなくなる。じゃあ、その学校はちょっとこうなるという例も目の前で見てきましたんで、頑張らないかん、これも頑張らないかん、マイクロソフトも使って、マイクロビットも使ってやるんですよとやっていた先生がいなくなったらもう聞こえなくなりましたもんね。というようなことは往々にしてあるんで、その辺が大変だと思いますけど、しっかり教育長目を光らせていただいて、コーディネーターの言うことを聞く人ばかりじゃないですよ。というところで、本当大変だと思いますけど、しっかり柱になる先生見つけて離さないように、すぐ離れたがるんですね。それをお願いしておきたいと思えます。

○奥道委員 I B教育、私は経験もありますからその奥深さもよう分かるとつもりです。すば

らしさもよう分かるとつもりです。ただ、そこに至るまでの準備ということに関しては、もう一回やれ言われたら私は嫌です。というぐらい大変な準備をして、そしてそれで展開をした。ただし、私がやったのはDPですけどね。

その上で、改めてこのIB教育の推進について基本的なことでもうそんなこの話は済んどんじやと言われてもええからもう一回だけ聞かせてください。なぜ全市なんですか。

例えばこういうのって普通はモデル校をつくってそこで推進をした上で、そのモデル校でこういう展開をしたからそれで全市的に徐々に広めていくというのが一つのパターンじゃないかなあと思うんです。でないけど、それが全市的にやるというのにえっと私自身疑問があって、それが1点です。

○松畑教育長 多分委員がおっしゃっている高校の段階ですと物すごく厳しいんです。全世界中でそれを取っておいたらこの大学でもほぼフリーパスのようにして入学ができるような、非常にそれだけ準備も内容も厳しいし、それを経験されと思うんです。もちろん小・中が手抜きしているわけじゃないけれども、それに準じて、しかも3年間で少しずつ準備していきますんで、例えば来年度は関心校として1年間勉強してもらおうということで少しずつ進んでいくと。

それから、教育の公平性ということ、これ市長とも私は大変議論をいたしました。どこかをモデル校にしてやるというタイプは確かにあります。しかし、市長も私も基本的な考え方は全ての学校が公平で平等に基本的にやっていく、望ましいプログラムなら全ての学校で全ての子供が、全ての先生方が用意ドンで頑張れるようなことにしたいという基本的な考え方で進めていると。それだけ予算もかかりますけれども、それだけでの見込みでやっている。ですから、相当の覚悟と予算的な背景、その他がないとできにくいことですので、教育のまち備前市としてはそういったことを備前市でぜひほぼ先導的に、公立学校で高知のほうで既に成果を上げているところもありますけれども、備前市でぜひ平等に小学校、中学校で同時スタートで頑張っていきたいという思いでやっております。

○奥道委員 平等にという、今日朝からずっとそういう話を聞いてきたんで、もうそろそろ分かります。その思いも分かりますが、IBを実践する、要するに先ほどから立川さんがおっしゃっているとおり教員が替わればもう本当に変わってしまうと、これもよう分かります。事実私立の学校であればさっきもおっしゃったとおりです。これに関わる人間というのは替わらんわけですから。そうはいいいましても、例えばじゃあ岡山県下に今このPYPとMYBをやっている学校って1校しかないわけですね、小・中で。1校しかないという、それも考えてみるとどうしても平等、平等という市長、教育長の思いついていうか、教育観というか、これはよく理解をしてはいますし、もう一度言いますが、IB教育のすごさは私もよく分かっているつもりです。だからこそ、まず成功例ていうのを積み重ねるべきじゃないのかなあという気はしているんです。それがもう私の意見として聞いていただきゃあええと思うんです。

その上で1件心配なのはMYPは終わりが16歳ですね、15歳じゃないですね。つまり中学

3年生やないんです。高校1年生なんですね、日本の学校制度でいくと。この辺の心配が、要するに高校生であればもう16歳からDPだってもう始めちゃええわけですけど、というようなところと要は高校受験という部分で備前市のこの中学3年生が県立高校を受験するに当たって不利というか。要するに、県立高校というのは一般的な知識、技能を問うじゃないですか。特別なことを聞くような試験問題で普通ないですよ。ところが、このIBやっているところって岡山県下に私立の高等学校1校あるわけですね。そこは全部引き受けてくれるんかという、そういうことではないですけど、その年齢的な部分と高校受験という部分と、これを要はクリアしているからいいんだということであればいいんですが、どうなんでしょう。

○谷口小中一貫教育課長 先進校で中学校3年生、15歳のMYPをしているところはございます。そういう先進事例なんかも取り入れながら考えていきたいなああと、計画を進めてまいりたいなあというふうに思います。それが一つ。

それから、受験のことということでお話いただきましたが、学習指導要領にのっとって行っていくというところが第1になりますので、そのあたりは学習指導要領に沿って進めていくということで大丈夫ということで、そういう形の計画を進めていきたいと思っております。

○奥道委員 IB教育のすごさ、すばらしさを保護者がどの程度まで理解していただけるかと。この3年間で準備していくからいいんだっていう、確かにそれはそうなんですけど、うちの子は市内の学校へやるのは怖いわあというような保護者が出ていけませんからね。だったら、岡山の私立やるわみたいなことになっても嫌なんで、そうならないがための幼稚園、保育園ですかね、そこらの保護者が本当にそれはすごいなあというだけの説明会という、理解してもらえるような努力といえますか、ここをしっかりとった上で導入ということをしていかないと逆効果というのも怖いなああと。せっかくお金かけてすごい内容だというのは私もよく分かっていますよ。逆効果になったらしんどいなあと。ぜひそこらを検討していただいてということいろいろ申しました。

○松畑教育長 おっしゃる点は大変私も大賛成といえますか、第1は学校の校長をはじめ教員ですけれども、続いてそれとも勝るとも劣らないほど大切なのは地域の保護者を中心にした地域。ですから、それをもう既に説明会を始めておまして、各中学校区ごとにもう3中学校区で話し合いを、いろいろな面での学校づくりサロンという形ですけども、少しずつ皆さんに理解してもらえるように継続的に努力をしたいと思っております。ですから、立川委員も言われたような一部の教員や一部のことにならないように、全てのみんなで作るみんなの学校を私たちは目指しているので、そのみんなのというのは子供たちや父兄だけでなく地域全ての人を巻き込んでIB教育は大きなこれから教育全体の柱になると思っておりますので、それだけの意気込みでやろうとしていますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○草加教育振興部次長 ただいまの学校づくりサロンの概要についてもう少し補足をさせていただきます。

市内5中学校区ございます。最初2月21日に伊里中学校区、2月24日に三石中学校区、それから今週3月7日には吉永中学校区へ夜間ではありますが、出向いてひとまずキックオフという位置づけをさせていただいて、地域学校評議員の方、それから学校PTA役員の方へお声をさせていただいて、小中一貫教育とIB教育の説明をさせていただいております。

今後、残る2中学校区についてもまずキックオフをした後、IB教育の体験という企画も実施をしてみたい、その中で保護者の方にIB教育について御理解をいただけるように努めてまいります。

○中西委員 今、中学校区で説明会をしているということですが、バカロレアはそうやって説明会を地域でやる、保育料なんかについては全くやらない、このバカロレアについては全ての学校で生徒が平等に受けるということを知って私もびっくりしたんですけども、このびっくりとはまた別に中学校区でやっているというんですけども、対象が今学校評議員だとか、PTAの方。しかし、例えば中学校のPTAの方だとこれから3年間準備かけてやるというんですから、中学1年の方は高校1年になっていますよね、順調にいくと。小学校のところは3年やれば小学校6年でも中学3年ぐらいにはなるだろうと。しかし、入ってくる子供たちは保育園、幼稚園、こども園から上がってくる。その対象はどのように選定をしておられるんでしょう。

○松畑教育長 中学校区という意味は小学校と中学校と一緒です。一緒にやるのは学校評議員やPTA役員。ですから、小学校関係の方々もおられるし、中学校の方々もおられると。

○中西委員 教育長、私は中学校のPTAの方とか学校評議員は別としても中学校のPTAの方を今集めても、今さっき教育長がおっしゃっておられた3年間かけて準備をするということですから、中学の子供たちは卒業してしまっていますから、ここのPTAはあまり関係ありませんよね。それよりもこども園、保育園、幼稚園の保護者は小学校へ必ず上がってくるわけですから、ここのところを対象にしないと説明会もあまり有効ではないんじゃないんでしょうか。

○松畑教育長 おっしゃる意味はよく分かります。次の段階はこども園の段階からと考えておりますけども、3年間と申し上げましたけど、3年後が問題というよりも来年度からが大きな課題なんですね、IB教育を中心に教育を変えていく。ですから、この3年がもう大きな勝負ですんで、3年後の問題というよりも、3年後というのは認定されるかどうかという問題ですから、この3年間の過程の中で認定が決まるかどうかという問題ですから、この1年、2年、3年が非常に重要ですので、今の中学校の1年生、2年生、3年生の父兄や地域の人たちに意見を聞いて協力してもらうのは非常に重要な問題で、それプラスしてこども園の方々も次の段階としては入ってもらって、こども園段階のIB教育プログラムもあるわけですから、そっちのほうに次の段階は進んでいきたいなあとを思っています。

○谷口小中一貫教育課長 参加をしていただく対象の方のお話について補足をさせていただきます。

今回サロンを開いておりますテーマが、主には小中一貫教育についてのことをやっております。この4月から全中学校区で小中一貫教育を推進していくに当たってもう一度目的であったり

とか、それからみんなで学校をつくっていこう、先生方、それから保護者の方、地域の方と一緒に学校をつくっていこうと、子供たちのためにやっていこうという、そういう機運を醸成するような、そういうことを目的にやっております。そういったことから対象のほうをPTAの方、それから学校評議員の方で今お願いをしております。

○中西委員 私も大儀になるぐらいのような話なんで、さっきはIB教育について中学校区で話をしています、説明会をやっておりますという大きな声で言われて、今回はそうじゃなくて小中一貫校について話をしております。こんな言い方をしたら申し訳ないんですけど、眠くなるような話を私はしてもらいたくないと。はっきりとそこのところは言ってほしいと。明快な答弁をしていただきたいと。でないと紛らわしい答弁で終始すると時間が幾らあっても足りません。

○松畑教育長 IB教育のことについて直接的に話をしたので、誤解があったかもしれませんが、小中一貫教育校で4月からIB教育も取り上げているという意味でありますので、誤解のないようによろしくをお願いします。

○中西委員 そら、教育長誤解しますよ。例えば小中一貫校の説明会をやっているけども、その説明会をやっているような状況がどうなのかというのは重大な問題で、この委員会にも報告事項として私はすべき話だと思うんですよ。それが報告事項にも入ってこない。先ほどの条例の審議のところでも私はかつて11月から言っているのは不適切な保育、送迎バスの備前市の状況について明らかにしなさいと。不適切な状況があって今度は送迎バスにセンサーかブザーをつけるように、まだ決まっていませんけども、予算を計上しています。その話も一切委員会には報告がないんです。だから、前言いましたけど、石原教育振興部長は議会や皆さんと一緒にになって条例をつくっていきたいとおっしゃったけども、何らそういう姿勢がないじゃないですか。

僕、バカロレアがこれでよければ次に僕も移りたいんです。これまで私は5つもう保留にしているのがあります。これについても私は文書で回答してくれというふうに言っているんですけど、文書も一切出てこないじゃないですか。教育長も恐らく今までの委員会は全部見とられると思うんです。教育委員会と一緒に考えてませんかという、教育委員会が議会に投げかけながら一切そうならないということを私は言っているんですよ。

○石原教育振興部長 いろいろ御指摘をいただいたことをまずしっかりと私のみならず教育庁部局の幹部全員が真摯に受け止めていると感じておりますし、いかなければならないという御指摘であろうと捉えております。

前回までの調査事項についてにつきましては、いろいろ行き違い等もあったのではなかろうかなあとと思いますけれども、言い訳になってしまいますので、言及は避けたいと思いますけれども、今日もそういうふうな形で準備しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろ御指摘を真摯に受け止め、不足している至らない部分についてはおわびを申し上げます。

○中西委員 その不適切な保育、送迎バスの備前市の状況について、その対応についてどうされるのか。

○竹林幼児教育課長 まず、通園バスの件ですけれども、先ほどもお話が出ましたけど、備前市では1園通園バスを運行している園がございます。ああいう置き去り事故ということも発生する中で、対応状況を改めて確認等もしております。その中で、国から提示されましたマニュアル等も参考にチェックの仕方、そういったものも見直しの実施をしております。

また、安全装置ガイド、ガイドライン、そういったものも示されておりますので、そういった内容も確認の上、来年度早々には安全装置等も、整備も実施していきたいと考えております。

○中西委員 これはもう去年の話ですから、去年なんか事故が全国で起こって痛ましい事故になっていると。備前市の教育委員会の所管のところではどうなっているのかと。その事故が起らないようにきちんと点検と指導をしているのかと。何もしてなかったわけですよ。

今回の予算計上もしているというのはさっきの条例の審議の中で分かったわけです。私は、少なくともこの定例会の前に委員会が開かれて、予算の中身のことまでとやかく言うことは別にしても、そのことについては重大な問題で、当初予算に計上していますということぐらい報告があってもしかるべきじゃないですか。

教育長、どうしてこういう事態になっているのか、もう何か月もかかっている去年の話ですよ。それが一言も当委員会に報告がないんですよ。

○石原教育振興部長 時間切れになってしまった経緯ということはあるかと思えますけれども、私どものほうは準備をしております。ペーパーでというふうな御要望もあったと思えますけれども、そこはしっかりと議論の中で、調査の中でお示しをしていきたいという考えでございましたので、その点につきましては大変反省をし、深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○中西委員 少なくともそういう長い経過の、去年からの積み残しの話で、予算計上するということについてはこの委員会に私は報告してほしいと。次回からそうしてほしいと思います。

○竹林幼児教育課長 その予算計上の検討につきまして、先日の委員会等での報告が漏れていたということで大変申し訳ございません。今後、気をつけてやっていけたらと思います。

○中西委員 それから、学校園における学級閉鎖の状況、コロナでどのくらい休んでいるのか、あるいは学校園で学級閉鎖の状況についても教えていただきたいと。これは報告しますということで部長約束をされているんで。

数をひたすら読まれたんじゃないじゃあ我々も分かりませんわ。だから、ペーパーで出してくださいとお願いしているんです。

○谷口小中一貫教育課長 本日ペーパーのほう準備できておりませんので、口頭で説明をさせていただけたらと思います。ペーパーについてはまたつくらせていただくということで、口頭でさせていただけたらと思うんですが。

○中西委員 教育長、おかしいでしょ。そう思いませんか。教育委員会の中がどうも私はしっくりいっていないような気がします。もう去年の話がずうっとこのまま、この課題だけ、いろんな

課題がありますから私はそれもう次回の委員会でよろしいですよ。しかし、ペーパーで出してくださいということを前からお願いしているんですよ。ところが、それが一つも出てこない。

○松畑教育長 中西委員が再三再四言われていることに対して教育委員会がちゃんと対応してないということを今も反省を私もしましたので、これからリーダーシップをしっかりと発揮して対応ができるように努力します。申し訳ありませんでした。

○中西委員 しっかりイニシアチブを取って引っ張っていただきたいと思います。

じゃあ、取りあえず数だけでもお願いします。

○谷口小中一貫教育課長 2月の末時点で小・中学校の合計でここではお話をさせてください。

2月末時点でコロナウイルス感染症に係る学級閉鎖が25学級、学校閉鎖、学校自体を閉じたケースが2校ございました。

○竹林幼児教育課長 本年度、保育園、認定こども園関係での状況でございます。

4月以降、学級閉鎖等が9クラス、臨時の休園措置のほうは3件となっております。

○中西委員 委員の皆さんが地域におられますから、自分の地域の学校が休みになっているなあ、たくさん子供が町の中にいるなあということは分かるわけです。ところが、教育委員会からは今学校がどのような状況になっているのかというのは一切報告はない。私たちのほうからあまりそういった問題を大きく取り上げて数を出すということはするものではありませんけども、地域の中でそういうことになっているということは地域の話にもなっていますし、どう対応したらいいかということでは私たちも対応しているんで、教育委員会と同じように情報を共有しながら一緒にやっていく必要があるんじゃないかと私は思います。

何しろ去年の教育委員会の当委員会への報告というのは本当に私はほとんどなかったに等しいものだと思っています。今度からしてほしいと思います。

続きまして、保育園、こども園におけるALTの状況について、これは山陽新聞でもその活動の状況は報道されていましたが、大変明るい感じでやっておられてよかったなど。しかし、その後のALTの今年度における入札の結果も含めて何がどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○竹林幼児教育課長 保育園、こども園関係で本年度ALTの事業を開始しております。ALTの数が3名で10園を分担して週に1回から2回、3回と回数はまちまちですけど、活動いただいております。

6月から実施をしておりますけども、季節ごとにいろんな行事も含めながら音楽や歌を活用してそれぞれ園で英語に親しむ活動ということで実施をしております。

また、来年度の実施に向けまして先日プロポーザルも実施し結果が出ておりまして、現在契約に向けた手続を進めております。

来年度は市内全園ということで10名ということで実施してまいりたいと考えております。

○中西委員 そのプロポーザルの入札を落とした団体名、あるいは会社の名前は何と言われるん

でしょう。

○**竹林幼児教育課長** プロポーザルの結果、本年度と同様で一般社団法人日本ローバル教育協会さんとの協議を現在進めております。

○**中西委員** 教育庁全体でのこの光熱費の値上がりの中で、光熱水費、電気代の燃料費の影響額というのは、これは当初の予算のところでお伺いをすればいいのかも分かりませんが、去年の影響はいかがだったでしょうか。

○**竹林教育総務課長** 現在、実績として確認しておりますのが11月、12月あたりの前年比でございます。教育委員会所管の大きな建物で高圧電力で契約しているものの総額ベースでいきますと、前年同時期の約2倍の電気代となっております。

通常の高圧以外の契約の建物の電気代につきましては、前年比で約2割増ということになっております。

○**中西委員** 最後になりますが、学校給食の共同調理場については内田議員の一般質問でお伺いして初めて新築じゃなくて増築になるということをお伺いをしたんですけども、もともと増築でしたっけ。

○**竹林教育総務課長** 新築、増築両面からのプロポーザルを実施するために現在仕様等を確定している作業中でございます。

○**中西委員** 新築だったんじゃないんですかね。僕はそんなイメージがあったんですけど、新築、増築両方の案があつたときありましたかね。

○**竹林教育総務課長** 検討としましては、あらゆる可能性をとということでお話ししておりましたが、一番最初に図面としてお示ししたのが新築の例だったということで、恐らく新築という感じに思われているんじゃないかと考えております。

○**中西委員** 私は新築だと思っていたんですけど、それについても委員会には一言も話がなくて、一般質問でないと分からない。私も今度からそういうのは全て一般質問の中へ入れざるを得ないのかなど。教育委員会の予算というのは1年でやめてしまうというやつもあるんで、どのように私は教育委員会の施策について考えたらいいのかというのが本当によく分からない、非常に不明確なものなんですけど、どうして新築と増築の両方を検討せざるを得ないわけですか。

○**竹林教育総務課長** 現在、図書館ですとか、旧アルファですとか、大規模事業が合併特例債との絡みでいろいろ同時進行しております。そんな中で、給食共同調理場につきましても合併特例債の活用というのを予定しているところがございますが、全体の事業費の圧縮というところも検討の一つになっておりまして、ランニングコスト等も含めまして一番効果的な改修の仕方というものの中で可能性としては増築ということも検討しているところがございます。ただ、どちらかにというところでまだ時間を要しているというのが現状でございます。ある意味進捗がないんじゃないかと言われるとそういったことにもなるかも知れませんが、担当のほうではどういった仕様で発注するのが一番いいのかというところを研究、検討を続けているところがございます。

ます。

○中西委員 いつの委員会だったかはっきり覚えてないんですけども、順調にこの調理場は進んでいるのかといったら部長は順調に進んでおりますというて答弁されたと思うんよ。

○石原教育振興部長 順調に進んでいた時期でございます。前回は委員会の中で増築、それから新築、あらゆる検討を行っているという旨のことも報告はさせていただいていたと記憶しておりますので、説明力の不十分さで大変御迷惑をおかけしております。

○中西委員 それは私の聞き取り能力が弱かったんだと思うんです。しかし、どうして、そのお金の面だけなんですか。これは合併特例債を使わないということなんですか。

○竹林教育総務課長 合併特例債の活用を見越した中での検討中でございます。

○中西委員 つまり合併特例債は使うけど、金額が問題だということなんですか。

○竹林教育総務課長 ほかの事業との兼ね合いもございますので、調理場で好きなだけ合併特例債が使えるという状況ではございませんので、その辺で費用の圧縮というのは検討材料の一つになっております。

○中西委員 もう少し丁寧な説明をしていただけないでしょうか。合併特例債はもう使わなくなるのか、使わないということも視野にあって増築が出てきているのか、そこはもうちょっと。

○竹林教育総務課長 新築だから使うとか、増築だから使わないとかということではございません。新築、増築、いずれにしても合併特例債の活用を考えているところでございます。

○中西委員 金額についてはどうなのでしょう。

○竹林教育総務課長 増築の場合であっても規模感とか、どこまで改修をするのか、それによってかなり幅がございます。新築に近いだけかかるような増築の整備の仕方もございますし、増築といってもほんの少し増築して機械設備を少し変えただけだと随分規模も小さくなる、そういった中でどういったものが今後5年、10年、15年と使っていく中で適切なのかというところを踏まえて検討中ということでございます。

○中西委員 予算の関係もあるでしょうし、全体計画との関係もあるんじゃないかと思うんですけど、いつ結論を出す予定なんですか。

○竹林教育総務課長 合併特例債の活用期限というのが令和6年度末、令和7年3月末ということもございますので、逆算で間に合うように考えていきたいと考えております。

○中西委員 そうなると、少なくとも令和5年度中には決めなければいけないということですかね。

○石原教育振興部長 そのように考えております。今後もこの所管の厚生文教委員会においても御報告を含め、一日でも早く取組が進められますように推進してまいりたいと思います。

○中西委員 いずれにしても、この学校給食の調理場については予算が認められる経過というのは難産だったわけなので、新築、増築、どちらがベターなんかということも含めて引き続き4月以降の委員会にも資料の提出をお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

○石原教育振興部長 そのように進めていきたいと思えます。

○竹林教育総務課長 そういった比較検討のためのまず基本設計のような部分を考えておりますので、そういったものが成果品としてお見せできるほうがランニングコスト、整備費含めて検討いただけるんじゃないかと思っていますので、そういった成果物が出てから御報告させていただけるのがいいかなと考えております。

○中西委員 「大山鳴動して鼠一匹」という、大変そんなような感想を持ちました。

○西上委員長 よろしいですか。

***** 報告事項（企画課） *****

ここで梶藤総合政策部長さんと馬場企画課長さんが御入室されました。

報告事項があるということでお受けいたします。

○梶藤総合政策部長 それでは、私のほうから備前緑陽高校サポート事業についてお話しさせていただきます。

備前緑陽高校サポート事業補助金において、マイナンバー取得の有無を支給要件としたことについて、本議会での市長答弁により委員の皆様にお伝えすることになりました。委員会での報告がなされていなかったことについておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

備前緑陽高校サポート事業につきましては、市内唯一の県立高校である備前緑陽高校の生徒数を確保することで周辺地域の活性化及び市内公共交通機関の利用促進並びに持続的に市内企業へ就職を希望する人材の確保を促進することをもって安定的な市の発展に資することを目的とするもので、昨年11月議会に提案し、議決いただいたものです。その際には4,300万円の予算で行うこと、学用品費等につきましては市内が20万円、市外が10万円の限度額で補助、定期代につきましては購入費用の2分の1で3万円の限度額で補助する旨を説明させていただきました。

なお、この段階では補助金額についてのみお話しさせていただいており、詳細については決定しておりませんでした。令和5年2月議会の議案を提案させていただくに当たり、市の方針として国や県からの補助等のない市独自の政策に伴う補助金、支給金等には基本的に世帯全体のマイナンバーカードの有無を支給要件とすることが決定されました。

また、電子地域ポイントの導入が図られ、マイナンバーカード取得者への2,000ポイントの電子地域ポイントの付与も開始されています。

これらを踏まえて備前緑陽高校サポート事業補助金につきましても、市の方針に基づきマイナンバーカードの取得の有無を支給要件とし、電子地域ポイントによる支給についても検討してまいりました。マイナンバーカードの取得は義務化されているわけではありませんが、国がカードの普及を促進していることから、本市だけでなく他市町の方においても国全体での普及を推進する意味からも取得を要件とすることとし、市の方針として世帯全員の取得を支給要件と考えていることから、公平性を記するために市内、市外で申請要件に差が出ないように同一とすることとし

ました。

補助金の支給方法についてですが、学用品費等は高校が指定する市外の業者のものを購入することに対しての補助ということで電子地域ポイントでの支給はそぐわないと考え、口座振込による支給を考えております。また、定期代については電子地域ポイントによる支給を考えております。

○奥道委員 今私聞いていて一番最後のところはどうもこう。定期代は要するに市外の子も備前ポイントでって言われました。

○梶藤総合政策部長 定期代につきましては、地域の経済の活性化を図るために市内、市外の方を問わず電子地域ポイントでの支給を考えております。

○奥道委員 考え方違うというふうに言われるかもしれませんが、定期代ですよ。それは日常でも何でもええ、備前の市内で使えばええんじやっていうふうに、そらそう思えばええですけど、定期代でくれたものは定期に使うと思うんですよ。定期は岡山へ行かんとないんでしょ、売ってないんでしょ。どこで買うんですか。買えるんですか。それなら使えるのかなあと思ったんですけど。

○梶藤総合政策部長 定期につきましては、電子地域ポイント自体が備前市の業者で登録している業者をしていますので、JR以外もあるでしょうけど、特にJR自体は登録業者ではございませんので、使えません。定期自体を買う、買わないというお考えもあると思いますが、こちらにつきましては市の予算として使うものを市外の方にも御利用いただくということにおいて、地域の活性化につながるものに幾分かは活用していただけたらという思いを込めて電子地域ポイントという形で考えさせていただいているということを御理解いただけたらと思います。

○奥道委員 私もえっと思ったもので、ついうっかりそういうところまでいってしまう。確かにそらJRはこのポイントでは買えない、それはよく分かりました。ただ、定期代だよというふうにもらったらそれがそれできた。お母さんこんな来たわというて子供たちは当然見せるでしょうから、ほなあんた片上の、あるいは備前の町で何か使われえということになると思うんですよ。使えんじやない、使えんよということですから。だから、いっそのこと現金でもよかったんやないかなと私は思っています。

○土器委員 和気から来よる子供は乗れないんですか。備前市民の場合、マイナンバー持ったら交通は乗れるようになりますわね、4月1日から。ただ、和気から来よる備前緑陽高校の子供はマイナンバーを持ったら定期代わりで乗れないんでしょうかというて聞きよるわけです。

○梶藤総合政策部長 公共交通の話なんで、一般的な話でお答えさせていただこうと思うんですけど、この間の話を伺ってありましたら和気の生徒につきましてはマイナンバーを持ったら料金が生じるということ、定期代が要ということで認識しております。定期代につきましては、上限3万円で2分の1の補助という形でポイントで支給という形になろうかと思っております。

○立川委員 よくこれだけ後出しじゃんけんができるなあと、すばらしいなあと感心をしております、どこもこれも。

備前緑陽高校のお話だったんで、昨日の所管の委員会ではさっきおっしゃっていた定期代は現金支給と言われたような気がするんですが。

○梶藤総合政策部長 現金で支給という発言をしたんじゃないかということでございますが、読んだ原稿が昨日と同じ原稿のつもりなので、同じように読んだと思うんですけど、もしかしたら読み違えがあったかもしれませんが、一応電子地域ポイントで定期券については支給という形で御理解いただけたらと思います。

○立川委員 いろいろ大変ですね。あたかも備前独立国ができたような感じの、錯覚しましたけど。うちの言うことは全部聞けやと。大変すばらしいことなんでしょうけど、1点備前緑陽高校へ保護者の説明会へも参加されるというようなことも昨日おっしゃっていました。この件で入学予定者が集まる日にこういう説明をするんですということをお聞きしたんですが、それで間違いないでしょうか。

○梶藤総合政策部長 説明会の話をするのかということでございますが、説明会につきましては現在緑陽高校で3月27日に入学説明会というのが行われると伺っております。そこに職員が出向き、こちらの緑陽高校サポート事業についての説明をさせていただく予定としております。

○立川委員 他人の領域へずかずかと入られるような感じがしてしょうがないんですけど、これ県立高校で備前市内だけの子じゃないですよ。瀬戸内市の子がおったり、和気町の子がおったり、赤磐の子がおったり、その保護者の説明会へ備前市が行ってこのマイナポイントを取ってくださいというようなことでお話をされる、これはそういう場所への参加っていうのは学校長権限でできるんですか。確認は取られましたか。

○梶藤総合政策部長 緑陽高校サポート事業について、基本的には市の事業であるということでお互いの認識が取れております。それにつきまして、基本的に市が説明をお願いしますという形を受けておりますので、それに沿って説明会において市の職員が出向き、説明させていただくという段取りになっていますので、御理解をお願いします。

○立川委員 僕の御理解じゃなくて、これ大変デリケートな問題が起こるんじゃないかと思うんですよ。備前緑陽高校の所管はどこでしたっけ。岡山県教育委員会じゃないですかね。そこへ失礼な言い方したら備前市外の方も来られる学校の説明会に備前市の職員がおってこのカードをつくってください、くださったら高校サポートでお金支給しますよという、先ほどおっしゃった定期はこうですとか説明するんでしょうけど、これ例えば気に入らない方がいらっしゃって学校へ絶対言いますよね。学校からごめんなさい、それ市なんで、市の職員さんおるからそっちで聞いてくださいで済めばいいですけど、保護者が例えば県教委のほうへどなあなとんですかと。校長の立場とかというのもなくなりはないか。

皆さん方市の職員さんですからよく考えていただいたら備前市の市立の小学校、中学校へ他市

町村の職員が来て特別なことでこれやってまっせというて言われたら教育委員が怒ると思いますよ、聞いとらへんど。というようなことを心配するんですけど、これそういったところへ問題がないのかなあ、県教委へもごめんなさいとお断りしとくべきなのかなあという思いがあって今お尋ねしよんですが、校長のところだけで止まって校長の立場が危うくなっても困りますし、その辺の配慮は何か考えておられるんですかね。

○梶藤総合政策部長 県教委のことを御心配してくださってありがとうございます。県教委につきましては、私ども直接ではないんですが、お話が伝わっております。そちらでこういう形で市の事業として説明をしてくださいという形で現在進めているということで御理解いただけたらと思います。

○立川委員 我々の理解よりも相手は保護者、入学予定者になるわけですから、クレームが出たときには全て備前市が責任持ちますよ、県教委さんには何も御迷惑をおかけしませんと一筆でも入れてされるのかなと思ひまして。それはされているということで安心をしときます。

加えて、校長先生の立場、校長先生の権限でやられたり、校長のほうへ御迷惑かかるようなことがあればこれ何しようことか分かりませんので、その辺本当ナイーブなところを丁寧にお願ひできたらなと思ひます。大変でしょうけど、後出しじゃんけんするからこんな大変なことになるわけで。

○中西委員 この予算というのは議会の冒頭で決めなければ間に合わないんだというてやったやつですよ、たしかね。決めた後、こういった変更をどんどんどんどんやっていくのが、これはどう思っられるんですか。

○梶藤総合政策部長 詳しい事業内容につきまして、皆さんにお伝えする段階で伝え切れてなくて後出しというようなお話もありました。そういう形になってしまったことについてはもう申し訳なく思っております。

○中西委員 一つは議会に対してどう思っられるかという、議会に対する見方の問題がありますよね。議会なんて多数決で押し通せばそれでいいんだということのようなお考えなんでしょうか。

○梶藤総合政策部長 強引に物事を進めるという考えは持っておりませんので、遅くなりましたけど、御説明をさせていただいていると御理解いただけたらと思います。

○中西委員 議会はそういうお話で済むんかも分かりませんが、たしか周辺の教育委員会にはマイナンバーをつけますよというような案内はしていませんよね。たしか周辺の教育委員会にもこのチラシは配るという話をしておられましたよね。配られたんですかね。

○梶藤総合政策部長 直接教育委員会に配ったというよりも、各学校にお配りしている部分があります。

○中西委員 それは市内だけでなく市外もですね。

○梶藤総合政策部長 市外の学校につきましてもお配りさせていただいております。

○中西委員 その市の外への学校へはどのようにお話を、御説明をされたのでしょうか。

○梶藤総合政策部長 お配りさせていただいておりますのは、昨年度末までにお話を伺ってしておりますので、細かな内容についてのお話はできていないということで御理解いただけたらと思います。

○中西委員 後出しじゃんけんと言われましたけども、そういうことは各学校、特に市内は別としても市外の学校はびっくりしていると思うんですね。これは備前市の信用問題だと思うんです。それはもしそうであれば一刻も早くそら職員が回って、市長が回ってもいいと私は思うんですけども、備前市の信用失墜を止める必要があるんじゃないかと思うんですけども、これはいかがお考えでしょうか。

○梶藤総合政策部長 委員がおっしゃられるように、各学校に回るという考えも確かにあると思います。今回、私どもの行うのはもう各校にお邪魔することはしないということで、説明会の際に、3月16日に入学手続の部分で来られる方がおられますので、その際に一応書類をお配りして、先ほども申しましたが、3月27日に御説明をさせていただくという形でお話をさせていただきたいという形で進めてまいりたいと考えております。

○中西委員 私は何とも言えない発想だなと思いますね。各学校に、それぞれ市外の学校に緑陽高校に来ていただければ備前市はこういうことをしますよってという案内を出している。その案内出した後にマイナンバーのひもをつけてあると。そのことについて各学校にきちんと私は説明もせず新聞報道やニュースの報道だけでお知らせをします。こういう考えはいかがなものでしょうか。

もう先ほどの教育委員会の保護者への説明と私は同じようで、備前市としての責任放棄につながるんじゃないかと、信用失墜に私はなると、そのことを心配して言っているんですけども、回りません。私は本当に驚きました。

そこで、私はニュースの報道は私も見てないんですけども、校長先生はこのひもづけをされたという後出しの話は御存じだったんですか。

○梶藤総合政策部長 校長先生につきましては、私どもから事前にこういうことになるということ詳しくまだ説明する前段階であったので、校長先生はまだ御存じなかったと御理解いただけたらと思います。

○中西委員 立派なことですか。私はもう校長室へ訪ねていかれませんわ。

校長先生にはどなたが話に行かれるんですか。

○梶藤総合政策部長 緑陽高校につきましては、私と隣の馬場がお邪魔してお話しさせていただきました。

○中西委員 部長、課長が来られて説明を受けてどういう気持ちだったのでしょうか。私は校長先生のお気持ちを本当に察するばかりです。

最後になりますが、地域ポイントで使える69店のお店の名前を一覧表で出させていただきたい

とお願いをしておきたいと思えます。

○西上委員長 後刻一覧表をお願いいたします。

○青山委員 昨年末に急遽決まってばたばたとされたということですが、これももともとは緑陽高校の進学率をアップするということですが、その効果と、それから次年度以降はどうされるんかということをお教えください。

○梶藤総合政策部長 効果についてはまだ発表前ですし、どうこう言えませんが、応募状況については足しても160に達していないのはもう事実でございます。いろいろお話を聞く中で、12月で慌ただしく皆様をお願いして予算を可決していただいた部分なんですけど、夏頃に大部分については進路が決まるという話も伺ったりもしましたので、そういう部分が大きかったのかなあというものは感じております。

今は来年度も実施するつもりでおりますが、それは予算を通してということにはなろうと思えますが、今回のようにある程度債務を組んで予算計上しないと新年度予算ですというのは遅くなると思えますので、上げるとすれば早い時期に上げるような形になろうかと思えます。

○青山委員 効果の検証というのはしっかりしていただきたいと思えますし、高校入試については県の方針がやや緩まって、28年までですか、令和何年になるんだ、7年、5年ですか、までということなんですけど、これ条件としては3年間で120を割ることがないようにということなんです、その辺今後3年間続けてやられるというつもりなんですか。

○梶藤総合政策部長 何年間とここで発言は難しい部分はあるんですが、思えば続ければと思えます。あと効果について、効果がないということになりましたらまたそれは内部のほうで次年度以降決めていく必要があるかと考えます。

○青山委員 私はこれについてはもっと別の方法を考えるべきじゃないかということ、そのお金の使い道、年末でもう時間がないということではばたばたと決まったわけなんですけど、しっかり考えて学校の要望もよく聞いていただいてやっていただきたいと思えます。

○中西委員 もう私もやめとこうかと思ったんですけど、効果がなければまたやめますというて、そう簡単につけたり削ったりするもんじゃないでしょう。4,200万円もの金をつけて効果がなかったらやめる、効果があるからこそあなたたちは主張してこの予算つけたんでしょう。今この時点でまだ支給もしてない段階であなた効果がなかったらやめますというて、そんな無責任な話がどこにあります。もう少しあなたたち市の幹部なんだから、責任持って発言してもらわなくちゃいけないでしょ。

さっきも言いましたけど、案内を出した学校にも、備前市内だったらまだ私は許される場所があるかも分からない。しかし、市外の学校に備前市はこんなやりますよってパンフレットを配りながら、開けてみたら違っていたと。誤りにも断りにも行かないなんていうのは、そんなもの信義にもとる話ですよ。今度、「広報びぜん」に載せたらよろしいが。私は本当に恥ずかしいというか、備前市として恥ずかしいと。これはどう言われても私は答えようがないんですよ。謝

りにも行かないんですから、断りにも行かないんですわ。もう少し私は備前市に対してあるいは備前市の市民の皆さんに対して責任持っていたきたいと思います。

○梶藤総合政策部長 先ほど、私が効果がなければやめるという発言は軽々だったと思います。効果が出るようにこの事業のみならず、青山委員のほうもおっしゃられましたが、ほかの事業も含めて緑陽高校と一緒に学校運営委員会等で緑陽高校の生徒数が増えるような形を取っていただくと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○中西委員 私はこれはゆゆしき問題だと思うんですよ。備前市の信用に関わる問題ですよ。備前市がこういうふうには緑陽高校を応援しますとって他の市町村の学校に案内を送っている、その内容と違った結果になった、それは備前市はきちんと断りに各学校を一枚一枚回らないと、来年から備前市は相手にされませんよ。ほかに委員は皆さんどう思われます。どんなん。何もいんかな、意見が。

○立川委員 僕もやめとこう思いましたんですけど、今お話をお聞きする中で、今お話ししたようなことを12月にお話ししましたよ。こういうことじゃなくて学校の魅力を上げるように使われたらどうですか。12月この時期から回って大丈夫なんです、定員、任せといてくださいというお返事やったんですけど、もう遅いですよ、もう進路決まってからですよというその議案審議のときにも出ましたね。それでもなおかつ、いやいや必要なんやと、絶対にやるんやと言われた議員さんにおわびしたらどうですか。と思うぐらいに。

そのときに繰り返しで申し訳ないですけど、そのときに出た意見、同じことを今言われるのはとても聞くに堪えなかったんで、申し上げたんです。そのときに出ましたからね。それを今後そうしますっていうのはどうかなという気がして。とどめ刺しましたけど、どうですか。

○梶藤総合政策部長 予算を上げたときにいろいろ意見伺ったと思います。その辺もちゃんと受けて今後事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○立川委員 部長、反対です。我々の議会でもお願いしたようなことをしっかりと御理解賜りたい、こちらがお願いしたいです。その上で政策をしていただきたいと思います。我々の理解じゃないです。出た意見をしっかりと理解していただく、そのときにということしか今言えません。いろんな事情があるんでしょうからお察しはいたしますけど、しっかりと理解をしていただきたいな、今後というお願いだけしときます。

○西上委員長 この件についてはもうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

梶藤総合政策部長さんと馬場企画課長さんには御退室されて結構です。ありがとうございます。

そして、5時も大分回っておりますので、まだまだ所管事務調査を行いますか。

○立川委員 さっきもお話が出たんですが、11月頃ぐらいから積み残しの分があるじゃないですか。あれはどうされるのかだけちょっと。例えばもう年度内にしないと皆さん方も替わってし

まいりますし、それは委員長どういとおつもりをされていますか。

○西上委員長 これからそのお話をさせていただこうかなと思ひよったところです。

○立川委員 それをしとかなないと本当にもう日にちもないし、本会議が済んだらもうすぐあれですから、いっそ13日予備日でもしたらどうですか。

○西上委員長 どうでしょうか。

○立川委員 そうしないともうけりが見つからないでしょう。来週予算決算でずうっと埋まりますから、幸いなことに委員会日程で予備日もあることですし。どうでしょうか。

○西上委員長 その前に一つこれだけ済まさせていただきます。

***** 継続調査事件の一部変更について *****

お手元に現在閉会中の継続調査付託表、2色刷りで修正したものが資料として配付されております。本定例会の質疑日において議案第55号及び議案第56号は原案のとおり可決されたことにより4月1日から一部委員会の所管に変更が生じております。市議会委員会条例の一部改正が必要となっております。この委員会の所管が改正されますと、閉会中の厚生文教委員会、総務産業委員会の継続調査事件の一部を変更する必要が生じてまいります。つきましては、表の右欄にございます2、交通安全防犯対策についての調査研究については4月以降は危機管理課の所管となりますので、危機管理課を所管しています総務産業委員会へ引き継ぐため、厚生文教委員会での調査研究を終了していただくことになってまいりますので、それではその件について皆様方に質疑、諮ってもらおうということでこちらに提案させていただきました。

○立川委員 所管変更はこれ組織でやむを得ないんじゃないですか。

○土器委員 交通安全のどこへ入るんですか。

○中西委員 この総務産業委員会の危機管理のところへ入るわけです。安全防災についての調査研究のところに。

○土器委員 分かりました。ありがとうございます。

○西上委員長 もうこの件についてはもういいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

***** 所管事務調査 *****

○中西委員 取り残しのことについては5点について先ほどお伺いをさせていただきました。ペーパーで出てない分について、学校園における学級閉鎖の状況については学校ごとの一覧で出していただきたいと思います。

○谷口小中一貫教育課長 学校ごとの学級閉鎖のことなんですが、個人が特定されるというようなことに配慮いたしまして、それについてはできかねます。

○中西委員 そうしますと、小学校、学校ごとが出ない。じゃあ、月別の学級閉鎖の状況であればいいですか、小・中別に。

○谷口小中一貫教育課長 月ごとで場合によっては1校とか、1クラスというところがございます。そうすると、そこも個人の特定につながるおそれがあるかなということで、先ほど合計の数字を述べさせていただいたところです。

1学期、2学期といった学期ごとの単位でお示しをさせていただけたらと思います。

○中西委員 じゃあ、それでお願いをしたいと思います。

○谷口小中一貫教育課長 通学路の合同点検のお話です。3月中には結果の一覧をホームページで掲載をする予定にしております。今まとめをしておる最中ですが、今年度、令和4年度に点検して新たに36か所の追加の予定でまとめを行っているということになります。報告です。

○西上委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、中西委員。

○中西委員 よろしいです。

○立川委員 繰越しの資料を今日持ってきてないんですけど、今まで繰越しの今ので全部カバーできとんですかね。今ので網羅されていますか。取り残しはないということですか。

○西上委員長 今日、この5点については執行部も御説明がありましたので、これで中西委員が納得されているかいけないかというようなことがありますので、いかがでしょうか。

○中西委員 だから、私はこの5点についてお伺いをさせていただきました。中身についてはいろいろ意見はあるんですけど、時間の関係もありますから、私は終わりたいと思います。

○立川委員 ということは、もうこれで残りが無いということ。

○西上委員長 残りはないです。

○立川委員 そうですか。ほな、またがんがんやったらええということですか。

○西上委員長 そうです。

○立川委員 前、通学バスの件でお尋ねをしとったんですけど、その御返答がなかったように思うんですが、見直しということで。ありませんでしたかね。僕記憶にあるんですが。通学バス、距離の見直しどうこうという、さっきの安全地域じゃなくて。

○竹林教育総務課長 見直しは行っている最中でございますので、年度内には完了しようかと思っております。

○立川委員 見直しはやっていますよと。そんな返事ぐらい早うしといてくださいよ、年末から。ただ、どういう方向なのかな。何か所見直しして、言いにくかったら方向性で結構です。例えばどういうふう改善したいんですとか、現状維持になりそうですとか、大まかなところで結構ですが。

○竹林教育総務課長 大きなところでは現状2キロ以上が対象となっているところで、ぎりぎり2キロあるかないかといった地区につきまして、その路線のバスの定員の状況とか含めて検討しているところでございます。

ただ、新年度の乗車人数等がある程度確定に近い状況が見えてこないとバスの定員の余裕具合

とか、そういったところが分からないというところでもう少し時間がかかろうかと思っていますが、そういった方向で見直しているところでございます。

○立川委員 方向性が分かっただけいいんです。一応、改善の方向でいきますよというところで、あと調整があるよという理解をしておきます。

さっきこの継続調査事項の付託表の絡みで、御存じのとおり組織改革、機構改革、この前決裁をされましたけど、教育委員会は議決案件になってない、部内ということでやっておられると思うんですが、こういう変更があったら当然変更されると思うんですけど、考えておられたら言える範囲で結構です。次回の委員会にはどうせ出てくるでしょうから、分かる範囲で。

○竹林教育総務課長 もちろん条例で出されております文化、スポーツの移行を含めまして、教育委員会、教育庁内部の組織の整理も必要になってございます。部なり課の単位で見直しをしているところがございます。あわせて、先ほどの文化、スポーツに併せて整理、統合のようなことも併せて行っていきたいと考えておりますので、現在それに向けて調整中でございます。

○立川委員 方向性として部は増えそうですか、減りそうですか。そのぐらいは言えますか。何か新しい部署ができますか。

○石原教育振興部長 文化とスポーツの関係につきましては、市長部局に移っていくということになります。それに関して当然教育委員会からなくなるというところもありますので、そういう整備が必要であるという答弁を教育総務課長も申し上げたところがございます。現状ではそういう形で今後の備前市の教育を考えていくという点については小中一貫、それからIB教育、そういったことも推進していく、ICTも取り組んでいくと、そういったことも形としては機構の中に現れていくべきなのかなあとは思っております。

○立川委員 言いにくいところをお尋ねしましたが、もし目玉があったら何か教えてください、言える範囲で。

○石原教育振興部長 私が今申し上げたところがメインになろうかと思っておりますので、そのように御理解をいただけたらと思います。

○中西委員 先ほど、私がお伺いした教育庁全体での光熱水費、11月、12月の前年対比で高電圧の場合は2倍、通常の電力は2割増しということになっているんですけど、これはかなり経費がかさんでくることになると思うんです。これに対して教育委員会の所管のあの施設に対しては何か通知というんですか、教育庁として何か文書を出しておられるんでしょうか。

○竹林教育総務課長 各学校施設の関係でございますが、学校を使って通知ということで光熱水費の節減のお願いをさせていただいたところがございます。通常現状でも節約なり節電というのはかなり気を遣っていただいているところで大変心苦しいところではあったわけなんですけど、そうはいいまして単価の上昇とか、そういったところというのは現実問題ございますので、本来要るところを消してくれというようなことまでは当然申しませんので、いま一度無駄になっているような部分がないかというような見直しのお願いをさせていただいたところがございます。

○竹林幼児教育課長 学校と同じように園につきましても園長宛てに通知を出させていただいております。具体的にはエアコンや照明器具の取扱い等で小まめな作業をというようなところもお願いをしております。

○波多野社会教育部長 社会体育施設、それから公民館は既に11月議会で補正予算対応、それからスポーツ施設に関しましては施設管理公社への今議会での補正予算対応をしております。特に、エアコンというものに十分気をつけるように、夜間の管理人に対して徹底をしていくということで施設長には申し上げます。ただ、社会教育の公民館、それからスポーツ施設に関しましては、学校施設と違いまして令和3年度と令和4年度は令和3年度2回新型コロナで1か月以上の閉鎖期間というのがございましたが、令和4年度は一切そういうことがありませんので、公民館全体でも利用者数は令和3年度より令和4年度のほうが1万人近く全体で増えていると。それから、体育施設の利用者につきましても、例えば備前市総合運動公園でしたら令和3年度だけで延べ12万人でしたが、令和4年度は12月末が終わった時点で同じ数字を出しておりますので、利用増というところは参考にすべきかなと思っておりますが、特にエアコンと夜間の照明については注意するように伝えております。

○中西委員 どうも御苦労さまです。本当に職員の方も節約できるところは節約しておられるんでしょうけども、この高騰というのは本当に私も心配でなりません。必要などころには必要な明かりとか暖房、冷房も必要だと思いますし、これからコロナ後の人の動きということになるとここの経費は増えてくる可能性が高いと。しかし、それにしてもなるべく抑えるようなことを考えていく必要があるんじゃないかということで、またここについては格段のまたこれから御努力をお願いしたいと思います。

○西上委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わりたいと思います。

以上で本日の厚生文教委員会を閉会といたします。

皆様、長時間御苦労さまでございました。

午後5時38分 閉会